

松江市地域防災計画

Ⅰ 各種災害対策編

令和 8 年 2 月

松江市防災会議

松江市地域防災計画（各種災害対策編） 目次

第1章 総則

第1節	計画の概要.....	1
1	計画の目的	
2	計画の構成	
3	計画の性格等	
第2節	計画の方針.....	3
1	各種災害対策における基本的な課題	
2	計画の目標	
第3節	被害想定.....	5
1	想定する災害	
2	想定災害の種別	
第4節	危機管理連絡会議.....	7
1	基本方針	
2	危機管理連絡会議	
3	所管課の対応	
4	報道機関への対応	
第5節	防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱.....	9
1	関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱	
2	国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関、市民及び事業所の責務	

第2章 流出油事故災害対策計画

第1節	災害予防.....	17
1	油防除実施体制の充実強化	
2	被害回復対策等の充実強化	
3	防災知識の普及・啓発及び防災訓練	
第2節	災害応急対策.....	19
1	災害応急活動体制の確立	
2	災害情報の収集・伝達	
3	流出油に対する応急対策	
第3節	災害復旧.....	25
1	被害回復活動の推進体制の確立	
2	被災事業者、住民等の復旧支援	
3	被災公共施設等の復旧	
4	事後の監視等の実施	

第3章 海難・水難事故災害対策計画

第1節	災害予防.....	27
1	海難・水難防止の推進	
2	災害情報の収集・伝達体制の整備	
3	災害応急活動体制の整備	
4	資機材の整備	
5	防災訓練	
第2節	災害応急対策.....	29
1	災害情報の収集・伝達	
2	災害応急活動体制の確立	

- 3 海難・水難救助等及び消火活動
- 4 海上交通の確保
- 5 災害広報等

第4章 航空災害対策計画

第1節	災害予防	31
1	災害情報の収集・伝達体制の整備	
2	災害応急活動体制の整備	
3	広域応援協力体制の整備	
4	資機材の整備	
5	防災訓練	
第2節	災害応急対策	33
1	災害情報等の収集・伝達	
2	災害応急活動体制の確立	
3	救急・救助、医療救護、捜索及び消火活動	
4	交通規制の実施	
5	災害広報等	

第5章 道路災害対策計画

第1節	災害予防	37
1	道路の安全確保	
2	災害応急・復旧体制の整備	
3	防災知識の普及・啓発及び防災訓練	
第2節	災害応急対策	39
1	災害情報の収集・伝達	
2	災害応急活動体制の確立	
3	救急・救助、医療救護及び消火活動	
4	交通規制の実施	
5	緊急輸送手段の確保	
6	危険物等流出に対する応急対策	
7	災害広報等	
第3節	災害復旧	41
1	復旧事業	
2	緊急点検	

第6章 危険物等災害対策計画

第1節	災害予防	43
1	危険物等関係施設の安全性の確保	
2	災害情報の収集・伝達体制の整備	
3	災害応急活動体制の整備	
4	資機材の整備	
5	防災知識の普及・啓発	
第2節	災害応急対策	46
1	危険物等関係施設における応急措置	
2	災害情報の収集・伝達	
3	災害応急活動体制の確立	
4	危険物等の漏洩・拡大防止活動	
5	救急・救助、医療救護及び消火活動	
6	災害広報等	
第3節	災害復旧	49
1	復旧事業	

第7章 大規模火災対策計画

第1節	大規模火災の履歴.....	51
第2節	災害予防.....	52
1	大規模火災に強いまちづくり	
2	災害応急・復旧体制の整備	
3	防災知識の普及・啓発及び防災訓練等	
第3節	災害応急対策.....	55
1	災害情報の収集・伝達	
2	災害応急活動体制の確立	
3	救急・救助及び医療救護活動	
4	消火活動	
5	交通規制の実施	
6	緊急輸送手段の確保	
7	避難受け入れ活動	
8	災害広報等	
第4節	災害復旧・復興.....	58

第8章 林野火災対策計画

第1節	災害予防.....	59
1	林野火災に強い地域づくり	
2	災害応急・復旧体制の整備	
3	防災知識の普及・啓発及び防災訓練等	
第2節	災害応急対策.....	62
1	災害情報の収集・伝達	
2	災害応急活動体制の確立	
3	救急・救助及び医療救護活動	
4	消火活動	
5	交通規制の実施	
6	緊急輸送手段の確保	
7	避難受け入れ活動	
8	災害広報等	
9	二次災害の防止活動等	
第3節	災害復旧.....	65

第9章 鉄道災害対策計画

第1節	災害予防.....	67
1	鉄道交通の安全確保	
2	災害応急・復旧体制の整備	
3	防災訓練の実施	
第2節	災害応急対策.....	69
1	災害情報の収集・伝達	
2	災害応急活動体制の確立	
3	救急・救助、医療救護及び消火活動	
4	交通規制の実施	
5	災害広報等	
第3節	災害復旧.....	72

第10章 雪害対策計画

第1節	災害予防	73
1	冬季対策の充実強化	
2	雪害に強いまちづくり	
3	災害応急・復旧体制の整備	
4	防災知識の普及・啓発及び防災訓練	
第2節	災害応急対策	78
1	災害発生直前の対策	
2	災害情報の収集・伝達	
3	災害応急活動体制の確立	
4	除雪の実施と雪崩災害の防止活動	
5	救急・救助、医療救護活動	
6	交通確保・緊急輸送活動	
7	避難受け入れ活動	
8	災害広報等	
第3節	災害復旧・復興	82
1	被災施設の復旧等	
2	被災者の生活再建等の支援	

第11章 ライフライン災害対策計画

第1節	災害予防	83
1	関係施設の安全性の確保	
2	災害情報の収集・伝達体制の整備	
3	災害応急活動体制の整備	
4	資機材の整備	
5	防災知識の普及・啓発	
第2節	災害応急対策	90
1	災害情報の収集・伝達	
2	応急活動体制の確立	
3	応急活動の実施（仮復旧も含む）	
4	災害広報等	
第3節	災害復旧	96
1	復旧事業	
2	再発防止	

第12章 渇水災害対策計画

第1節	災害予防	97
1	渇水被害の発生状況	
2	災害応急・復旧体制の整備	
3	防災知識の普及・啓発	
第2節	災害応急対策	101
1	渇水が懸念される時点での対策	
2	渇水発生後の対策	
第3節	災害復旧	102

第1章

■ 総則

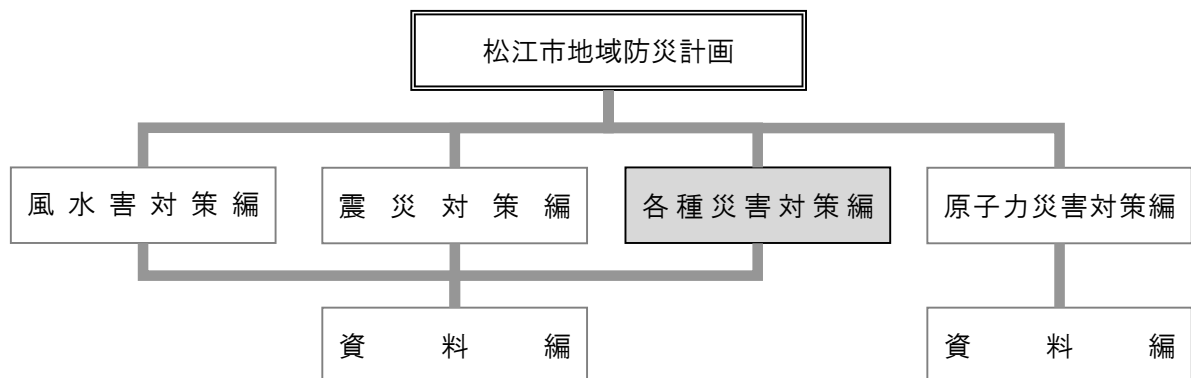
第1節 計画の概要

1 計画の目的

松江市地域防災計画「各種災害対策編」（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき松江市防災会議が策定する計画である。

本計画は、本市、関係機関、住民、事業所等がその有する全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

なお、本計画に定められていない事項のうち、風水害対策については「風水害対策編」、震災対策については「震災対策編」、原子力災害対策については「原子力災害対策編」の各編によるものとする。また、各編に必要な資料については「資料編」として編集している。



2 計画の構成

(1) 計画の全体構成

本計画は、各種災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行うべき各種対策を、災害ごとに「予防」、「応急対策」（及び「復旧・復興」）の時系列で配置している。

本計画の全体構成及び主な内容と、取りあげている災害は次のとおり。

構成	主な内容
第1章 総則	計画の目的、本市において発生が懸念される各種災害の想定、本市及び防災関係機関等の責務の大綱等
第2章 流出油事故災害対策計画 第3章 海難・水難事故災害対策計画 第4章 航空災害対策計画 第5章 道路災害対策計画 第6章 危険物等災害対策計画	【予防計画】 災害の発生を未然に防止し、被害を最小限に止めるために、本市及び防災関係機関等が行う災害予防事業及び市民、事業者等が日ごろから行うべき措置等
第7章 大規模火災対策計画 第8章 林野火災対策計画 第9章 鉄道災害対策計画	【応急対策計画】 災害の発生から応急対策の終了に至るまでの間において、本市及び防災関係機関等が行う災害応急対策に係る体制、措置等
第10章 雪害対策計画 第11章 ライフライン災害対策計画 第12章 渇水災害対策計画	【復旧・復興計画】 市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧・復興事業等

(2) 計画策定に当たっての基本方針

本計画の策定に当たっての基本方針は次のとおり。

【計画の基本方針】

- 1 市民、地域、行政及び事業者の防災上の役割を明確にする。
- 2 災害対策本部等の設置等により組織体制の充実を図り、「行政の即応力」を強化する。
- 3 県、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、周辺自治体及び各種災害に関連した事業者・団体等との連携を強化する。
- 4 指揮命令系統及び予防対策、応急対策の実施責任を明確にする。

3 計画の性格等**(1) 計画の前提**

本計画は、本章第3節「被害想定」に掲げる想定被害を前提とする。

(2) 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

(3) 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

本計画は、島根県地域防災計画、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく松江市水防計画等）及び同法第38条に掲げる防災に関する計画（国土形成計画法に基づく中国圏広域地方計画等）との整合性、関連性を有している。

(4) 計画の周知、習熟

本市及び防災関係機関は、日頃から職員、自主防災組織等に対する実践的な調査・教育・研修、訓練その他の方法により、本計画及びこれに関連する他の細部計画等の実現・習熟に努め、災害対策への対応能力を高める。また、このうち特に必要と認めるものについては、本市における各種災害対策の総合的な推進のため、市民への周知徹底を図る。

(5) 細部計画の策定

この計画に基づく活動を行うに当たって必要な細部については、本市各部並びに防災関係機関等においてあらかじめ定めておくとともに、本計画の修正等に応じ見直しを行う。

(6) SDGs との関係

SDGs は、平成27年9月の国連サミットで採択された国際社会における2030年までの開発目標である。「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための17の目標で構成されている。

本計画に基づき、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、国際課題であるSDGs（持続可能な開発目標）のゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成にも貢献する。

第2節 計画の方針

1 各種災害対策における基本的な課題

近年における社会構造の変化には著しいものがあり、都市化、情報化、高齢化、国際化等の進展に伴い、災害の発生要因及びその態様はますます複雑なものになっている。これらの災害に備え、災害に強い都市を実現するため、次に挙げる4つの課題に着目し、対策の強化を図る必要がある。

(1) 新たな災害発生要因等に対する課題の研究

科学技術の発展に伴う情報化社会の進展等に応じて、これまで予想しなかったような災害の発生や災害発生の大規模化の増大が指摘されている。今後の法令等の整備や技術の進展等に応じて、国、県及び関係機関との連携を図りつつ、防災に関する研究を進めていく必要がある。

(2) 情報収集伝達体制の整備・強化

多種多様な災害に迅速かつ的確に対応するためには、施設の状況や災害の原因となった物質の把握等、災害発生初期における情報を可能な限り早期に収集する必要がある。このため、平時から、災害発生時を踏まえた防災関係機関や施設管理者等との情報収集伝達体制を整備し、本計画に反映しておく必要がある。

また、近年の情報収集手段の発達に伴い、災害発生時にはインターネットによる情報検索や、県総合防災情報システム及び衛星画像等による広範囲な災害状況の把握等が有効であることから、これらを利用、活用するための環境整備を推進していく必要がある。

(3) 要配慮者対策の推進

本市における老年人口（65歳以上人口）の割合は、令和2年国勢調査において29.7%となっており、高齢化は今後もますます進行することが予想される。

また、国際文化観光都市である本市は、コロナ禍前においては、年間観光入込客数が1,000万人を超え、外国人旅行者については増加傾向にある。加えて本市には約2,000人の外国人住民が居住しており、観光客対策に加え、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人と、避難生活や生活再建情報を必要とする本市居住の外国人のそれぞれのニーズの違いを踏まえた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備を図る必要がある。

こうした高齢者、観光客及び外国人のほか、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦といった要配慮者^{*1}のうち避難行動要支援者^{*2}に対しては、プライバシーに配慮しつつ、その所在を平素から把握しておくとともに、地域コミュニティが一体となって救助活動が行えるよう、自主防災組織等の避難支援等関係者^{*3}による避難誘導、備蓄物資の充実等によるサポート体制を強化していく必要がある。

*1 要配慮者：本計画では、高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。

*2 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

*3 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。

(4) 地理的条件への対応

平成17年3月及び平成23年8月の市町村合併により、島根半島の海岸沿いの集落（鹿島町、島根町、美保関町）、南部の山間地に点在する集落（八雲町、玉湯町、宍道町、東出雲町）、堤防道路又は橋

梁のみで市街地と結ばれた地区（八束町）が新たに市域に含まれた。これらの地域においては、土砂災害等による主要幹線道路の断絶により孤立状態となり、様々な面で応急対策に支障が発生すると予想される地区もある。このため、災害発生前及び発生後において確実に情報伝達を行うことのできる体制の整備、陸上交通及びヘリコプターや船舶等による輸送手段の確保、災害種別に応じた地区別の避難所の指定といった対策を重点的に講じる必要がある。

2 計画の目標

地域防災力の向上に当たっては、上記の基本的な課題や本市における防災環境等を踏まえ、本市の地域特性を反映した防災対策の基本姿勢及び骨格的な施策を明らかにし、具体的な防災対策が進められるように方向性を明確化しておくことが重要である。

本計画においては、計画策定後に重点的に取り組む目標として、次の3項目を定める。

ア 地区の安全を守る人・組織づくり（市民参加による防災意識、行動力の向上）

- 町内会・自治会単位での自主防災組織、要配慮者支援組織の結成促進
- 未加入世帯の自主防災組織への加入促進
- 事業所の職員に対する地区別防災訓練への参加促進
- 市職員に対する職域ごとの研修会の実施
- 島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会と連携した地域住民等への防災教育の推進

イ 安全で安心な住みよいまちづくり

- 都市の防災構造化の推進
- 市民との協働による防災まちづくりの推進
- ライフライン施設の耐災化、整備
- 全市民に対する災害情報の伝達システムの構築

ウ 防災教育施設整備及び研修、訓練の実施

- 防災センター等、拠点施設の整備と活用
- 市民参加型防災訓練の実施と推進

第3節 被害想定

1 想定する災害

本計画の対象として想定する災害は、災害対策基本法第2条第1号及び同施行令第1条において定める災害のうち大規模な火事若しくは爆発及びその他の大規模な事故等による災害であって、かつ、その災害が死傷者及び施設損壊等の人的・物的被害を伴い、社会的に著しい影響を与えるものをいう。

2 想定災害の種別

本計画において想定する災害の種別は次のとおり。

なお、本計画に想定されていない災害態様については、類似する災害に関する規定を準用する。

(1) 流出油事故災害対策計画…………… 第2章

過去の流出油事故の事例やタンカー、船舶等の航行状況を踏まえ、海洋、沿岸又は河川、湖沼において、防災関係機関及び漁業関係者等の関係者が連携して防除措置を講じなければならない程度の量の重油が流出したことにより、漁業資源、海岸、河川管理施設、水道・農業用水等への被害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

(2) 海難・水難事故災害対策計画…………… 第3章

海洋において、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難・水難事故が生じ、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合を想定する。

(3) 航空災害対策計画…………… 第4章

航空運送事業者の運航する航空機が、出雲空港又は米子空港（美保飛行場）、あるいは市内の山林及び周辺海域等に墜落したこと等により、多数の死傷者等が発生した場合を想定する。

(4) 道路災害対策計画…………… 第5章

風水害、雪害、地震その他の災害によりトンネル等の道路構造物が被災し道路通行車両等が被害を受けた場合、濃霧・着雪等自然現象の急変により衝突が生じた場合、又はトンネル内で多数の車両が衝突し火災が発生する等大規模な車両事故が発生した場合で、乗客、道路通行者や沿道住民等に多数の死傷者が発生し、沿道施設等にも被害が生じる程度の事故災害を想定する。

(5) 危険物等災害対策計画…………… 第6章

危険物及び高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等、火薬類の火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生した場合を想定する。

(6) 大規模火災対策計画…………… 第7章

島根県地域防災計画（震災編）における地震火災（鳥取県沖合（F55）断層の想定地震による）と同様の規模の火災が生じた場合を想定する。これによると、火災の想定条件は、最も被害結果が大きくなる冬の夕方（午後6時）の出火であり、被害の規模は市域において約2,150棟の家屋が焼失する。このほか、強風乾燥下での大規模火災についても想定する。

(7) 林野火災対策計画..... **第 8 章**

強風乾燥の気象条件のもとで、焼失面積が極めて大規模な林野火災が発生し、他の都道府県、消防機関、自衛隊等へ空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難指示を出す等の対応が必要となる程度の災害を想定する。

(8) 鉄道災害対策計画..... **第 9 章**

列車同士の衝突事故や落石、土砂崩れ、雪崩、車両故障、踏切横断や道路からの転落による自動車との接触等の原因による列車の脱線・転覆事故等が発生し、乗客、沿線住民、施設等に多大な被害が生じた災害、又は山間部において事故が発生し救出・搬送が困難、あるいは死傷者が多数発生する等のため消防機関や自衛隊への応援要請が必要となり、複数の病院が受け入れ体制をとる必要が生じる程度の災害を想定する。

(9) 雪害対策計画..... **第 10 章**

昭和 38 年豪雪と同規模の雪害で、降雪等により車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、又は交通機関が途絶し山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

昭和 38 年豪雪では、昭和 37 年 12 月 30 日から、翌年 2 月にかけて厳しい寒波に襲われ、記録的な豪雪となった。本市の被害は、次のとおりである（数値は旧市のもの）。

人的被害	死者 1 人
住家被害	全壊 10 棟、半壊 24 棟
非住家被害	全壊 69 棟

(10) ライフライン災害対策計画..... **第 11 章**

市内の電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設において管路網の破損や断線等が発生した場合を想定する。

(11) 渇水災害対策計画..... **第 12 章**

市内において、給水制限等を伴う渇水被害が発生した場合を想定する。

第4節 危機管理連絡会議

1 基本方針

大規模な事故、海洋汚染等のおそれがある場合、県、警察機関及び消防本部等との連携により対応することとなるが、庁内においては、情報の共有を図り、必要な対策を関係機関と協議することが重要である。

このため、庁内に危機管理連絡会議を設置し、情報の共有と、関係機関への対策実施の要請、市民への情報提供等を実施する。

2 危機管理連絡会議……………【防災危機管理課ほか関係各課】

(1) 設置基準

防災部長は、次の場合に危機管理連絡会議を招集する。

- ア 大規模な事故、海洋汚染等が発生し、市民生活への影響が大きいと予想される場合。
- イ その他防災部長が必要と認めるとき。

(2) 事務局

事務局は防災危機管理課に置き、関係各課及び関係機関との連携のもと情報収集を行う。

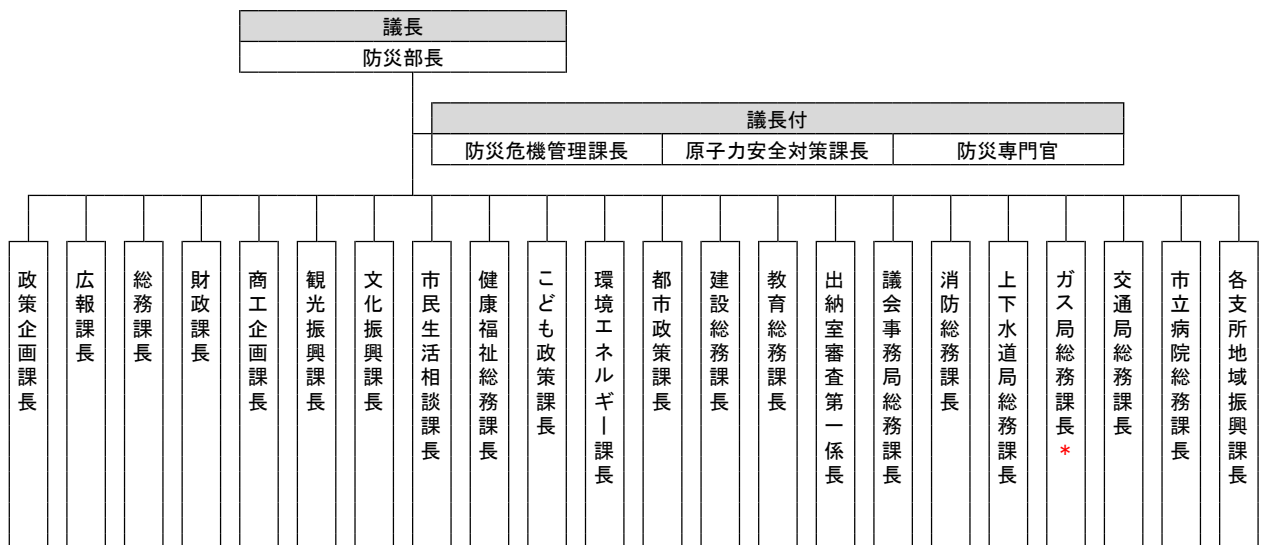
(3) 報告

防災部長は、会議の結果について随時市長、副市長に報告を行う。

(4) 組織

危機管理連絡会議の組織は次のとおりとする。なお、発生した事故の内容等により必要な体制をとるものとする。この場合において、防災部長は必要な関係課長の出席を求める。

図：危機管理連絡会議の組織



* 令和8年4月1日の市ガス事業民間譲渡に伴いガス局を廃止するため、それ以降は「ガス局」を削除

(5) 任務

危機管理連絡会議の任務は次のとおり。

- ア 情報収集及び収集した情報の一元化
- イ 関係機関に対する対策実施の要請
- ウ 市民への情報提供
- エ 報道機関への協力要請
- オ 災害体制（災害対策本部設置）への移行準備
- カ その他必要な事項

→ 資料編 [資料 3-6]松江市危機管理連絡会議設置要綱

3 所管課の対応.....【防災危機管理課ほか関係各課】

- 電話あるいは関係機関からの情報提供により情報を入手した場合、事象の大小にかかわらず、予断することなく防災危機管理課に通報するとともに、市長、副市長及び教育長に報告を行う。
- 警察、消防への通報と対策の協議を行う。
- 防災危機管理課（事務局）に危機管理連絡会議の開催を要請する。
- 情報の真偽について確認に努める。

4 報道機関への対応.....【防災危機管理課、広報課】

第一報以降、連絡会議の結果を含め、広報課は情報の一元化を図り、所管課とともに報道機関への情報提供を行う。

第5節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

本市、島根県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関等が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおり。

(1) 松江市

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
松江市	1 松江市防災会議に関する事務 2 松江市の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 3 松江市における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施

(2) 島根県

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
島根県	1 島根県防災会議に関する事務 2 島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 3 県全域における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施

(3) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	1 管区内各警察の指導、調整に関すること 2 警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること 3 関係機関との協力に関すること 4 情報の収集及び連絡に関すること 5 警察通信の運用に関すること 6 津波警報等の伝達に関すること
中国四国防衛局	1 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること 2 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 3 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国財務局	1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 2 金融機関による金融上の措置に係る要請 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
中国四国厚生局	独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
近畿中国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 2 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害対策に必要な木材の供給
中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地・農業用施設等の防護に関する事 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関する事 3 農産物等に対する被害防止のための営農技術指導に関する事 4 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関する事 5 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関する事 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関する事 7 主要食糧の供給に関する事
中国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 3 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
中国四国産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の情報収集及び伝達 2 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 3 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導
中国運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 輸送等の安全確保に関する指導監督 3 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 4 緊急輸送に関する要請及び支援
大阪航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空輸送の調査及び指導 2 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
第八管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海難救助 2 海洋の汚染の防止 3 海上における治安の維持 4 海上における船舶交通の安全確保

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
大阪管区気象台 (松江地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 電波の監理及び電気通信の確保 3 災害時における非常通信の運用監督 4 非常通信協議会の指導育成 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請
島根労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業災害防止についての監督、指導 2 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 3 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 4 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職へのあつせんの実施 5 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 6 被災事業主に対する特別措置等の実施
中国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 3 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 4 災害に関する情報の収集及び伝達 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 6 災害時における交通確保 7 海洋の汚染の防除 8 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
中国四国地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 2 家庭動物の保護等に係る支援 3 災害時における環境省本省との連絡調整
中国地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 3 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
中国四国管区行政評価局 (島根行政監視行政相談センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の開設 3 特別行政相談所の開設

(4) 自衛隊

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
陸上自衛隊出雲駐屯部隊	災害緊急対策及び災害復旧対策の実施

(5) 指定公共機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 中国支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 7 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 8 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道による緊急輸送の確保 2 鉄道の安全管理及び事故対策
N T T 西日本株式会社 島根支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 2 緊急を要する電報及び電話通話の取扱い
N T T ドコモビジネス株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧
株式会社 N T T ドコモ 中国支社 島根支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 2 災害非常通信の確保 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧
K D D I 株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧
ソフトバンク株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧
楽天モバイル株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療、助産等救助保護の実施 2 避難所等における救援物資配布、こころのケア等の避難所運営支援 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 4 義援金等の受付

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
国立病院機構 中国四国グループ	医療、助産等救護活動の実施
日本放送協会	1 気象等の予報及び警報等の放送 2 災害応急対策等の周知徹底 3 その他災害に関する広報活動
西日本高速道路株式会社	1 道路等の防災管理及び災害復旧 2 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	陸路による緊急輸送の確保
中国電力株式会社 中国電力ネットワーク株式会社	1 ダム施設等の防災管理及び災害復旧 2 電力供給の確保

(6) 指定地方公共機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
隠岐汽船株式会社	1 海上における緊急輸送の確保 2 運行船舶の安全管理及び事故対策
一畑電車株式会社	1 鉄道による緊急輸送の確保 2 鉄道の安全管理及び事故対策
一畑バス株式会社	1 陸路による緊急輸送の確保 2 運行車両等の安全管理及び事故対策
株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン放送株式会社 日本海テレビジョン放送株式会社 株式会社エフエム山陰	1 気象等の予報及び警報等の放送 2 災害応急対策の周知徹底 3 その他災害に関する広報活動
山陰ケーブルビジョン株式会社	1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 その他災害に関する広報活動
島根県医師会 島根県看護協会	災害時における医療救護活動の実施
島根県LPガス協会	1 LPガス施設の防災管理と災害復旧 2 LPガスの供給
島根県トラック協会	陸路による緊急輸送の確保

(7) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
境港管理組合	境港の防災管理と災害復旧
土地改良区	水門、水路、ため池、排水機場等の施設の防災管理及び災害復旧
全国農業協同組合連 合会島根事務所	1 緊急物資の調達 2 陸路による緊急輸送の協力

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
農業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 2 被災組合員に対する融資その他緊急措置に関する協力
森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 2 被災組合員に対する融資又はあつせん
漁業協同組合 J F し まね	1 災害時における漁業無線による情報伝達 2 漁船による緊急輸送の実施 3 油流出等の防除方針決定への参画 4 油流出等事故による風評対策
漁業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 2 被災組合員に対する融資又はあつせん 3 有線放送施設の利用による公共団体の行う災害対策への協力 4 流出油等の防除 5 流出油事故により被害を受けた組合員の補償請求対策
島根県水難救済会	海上における緊急輸送の協力
商工会議所 商工会等	1 物価安定についての協力、徹底 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あつせん
病院等経営者	負傷者等の医療、助産、救護についての協力
松江市医師会	災害時における医療救護活動の実施
建設業協会等	1 水防、緊急輸送、救助・救出、災害廃棄物の処理についての協力 2 重機等資機材確保についての協力
一般運輸業者	緊急輸送等、各種物資の輸送に対する協力
ダム施設の管理者	ダム等施設の防災管理
ため池管理者	農業用ため池等の防災管理
松江市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 ボランティア活動についての協力
社会福祉施設経営者	被災者の保護についての協力
金融機関	被災事業者等に対する資金融資その他緊急措置に関する協力
学校法人	1 応急教育対策及び被災施設の災害復旧 2 被災者の一時受け入れ等応急措置についての協力
重要文化財の管理者	重要文化財等の防災管理
危険物等の管理者	危険物等の保安措置
都市ガス関係機関	1 ガス施設等の防災管理と災害復旧 2 都市ガスの供給
L P ガス取扱機関	1 L P ガス施設の防災管理と災害復旧 2 L P ガスの供給

2 国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関、市民及び事業所の責務

(1) 国の責務

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画等を作成し、実施

するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等における業務の総合調整を行い、災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

また、県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(2) 県の責務

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関における業務の総合調整を行わなければならない。

(3) 市の責務

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施する。

また、消防機関、水防隊及び自主防災組織等の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めるとともに、消防機関、水防隊等は相互に協力しなければならない。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災業務計画を作成・実施し、県又は市町村の地域防災計画の実施が円滑に行われるよう協力する。

また、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(5) 市民及び事業所の責務

ア 市民の責務

- 「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、市民はこの観点に立ち、日頃から自主的に災害等に備える必要がある。
- 市民は、食品、飲料水その他の生活必需品の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等により防災に寄与するように努めなければならない。
- 市民は、災害に際して、被害を未然に防止しあるいは最小限にとどめるため、警戒・避難活動、救出・救助活動等において相互に協力するとともに、市が実施する防災業務について自発的に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

イ 事業所の責務

- 食料、飲料水、生活必需品又は役務を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、国、県、市町村が実施する防災施策に協力するよう努めなければならない。
- 事業所の事業者（管理者）は、市及び関係機関が実施する防災業務に協力するとともに、事業の実施に際しては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たす等、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

This page intentionally left blank

第 2 章

流出油事故災害対策計画

第1節 災害予防

本市は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律上の防除措置、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の回収処理に係る責務はないものの、港湾法及び漁港漁場整備法の港湾・漁港管理者としての責務を有し、かつ地方自治法及び災害対策基本法の一般防災上の責務を有している。したがって、流出油事故による災害を未然に防ぐとともに災害発生時に効果的に対応できるよう、流出油事故の覚知・評価、油防除並びに回収油の輸送・処理等の実施体制を次のとおり整備する。

1 油防除実施体制の充実強化...【防災危機管理課、水産振興課、環境エネルギー課、河川課、上下水道局】

(1) 覚知及び初期評価体制の充実強化

県をはじめ、各関係機関が行う覚知及び初期評価活動が円滑に実施されるよう配慮し、協力する。

(2) 油防除（除去）体制の充実強化

ア 防災関係機関相互の連絡体制の整備

- 県、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、自衛隊及び山陰沖排出油防除協議会等の機関相互の緊密な連携が確保されるよう、役割分担、要請手続、要請内容等についてあらかじめ協議を行う。
- 斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会、島根県水質汚濁防止連絡協議会松江支部等と連携を密にし、災害発生時に即応できるよう、協力体制を整備する。

イ 広域相互応援体制の整備

大規模な流出油事故の発生時には、市単独では対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、県内外の広域相互応援体制を整える。

ウ 防除資機材の整備

油防除（除去）活動には、次の表に掲げるような多くの資機材が必要となる。そこで、県をはじめ、第八管区海上保安本部、国土交通省中国地方整備局、山陰沖排出油防除協議会及び漁業協同組合等と調整のうえ、流出油事故時にこれらを迅速かつ的確に確保するために、連携して必要な資機材の備蓄を推進する。特に、沿岸への漂着油の除去、回収が主な応急対策となることから、過去の流出油事故時にニーズの高かった表中に*印を付した品目の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理、配分等の実施方法について関係機関間で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。

資機材の種類	具体例
油の拡散を防止するための資機材	オイルフェンス、オイルマット等*
油を機械的に回収するための資機材	油回収船、油回収装置等
油を物理的に回収するための資機材	油吸着剤、油ゲル化剤等
油の分解を促すための資機材	油処理剤*
応急的・補助的に回収するための資機材	ひしゃく、たも、バケツ等*
回収した油を一時貯留するための資機材	ドラム缶等*
漂着した油の清掃のための資機材	高圧温水清浄機、ふるい等
活動要員をサポートするための資機材	活動記録用のカメラ、マスク、作業着、手袋等
輸送用の資機材	船舶、車両等

エ 地元住民、ボランティア等防除作業実施者の健康安全確保対策

災害発生時に作業現場への周知を円滑に図れるよう、健康安全確保のための体制整備に努める。

2 被害回復対策等の充実強化....【防災危機管理課、水産振興課、環境エネルギー課、河川課、上下水道局】

(1) 環境対策の充実強化

ア 環境対策に係る情報及び知見の収集・整理

流出油事故による環境への影響に関する情報及び知見を収集し、事故発生時の環境影響調査及び評価に活用できるよう、整理しておくとともに、環境対策の実施に当たって、専門家による情報提供、助言等を迅速に得られるようあらかじめ専門家に関する情報を収集・整理しておく。

また、これらの情報及び知見を関係機関間で有効に活用できるように、その共有化に努める。

イ 水鳥救護対策の充実

油により汚染された水鳥の捕獲、搬送、洗浄、治療、リハビリテーション、放鳥までの水鳥救護活動が適切に実施されるよう、捕獲・搬送体制、洗浄・治療の場の確保、汚染水鳥の取り扱い方等について、県、獣医師会その他の関係団体と協議し、水鳥救護対策の充実を図る。

ウ 環境省等の実施する研修等への参加

環境省等が実施する環境対策に関連する研修等への職員の参加について検討する。

(2) 風評対策の充実強化

ア 基礎データの収集

事故発生後の調査結果と効果的に比較することができるよう、市内水産物の市場における取扱量・価格・各観光地における観光入り込み客数等の情報を収集し、整理しておく。

イ 関係機関との連携体制の確立

災害発生時に関係機関が一体となって風評対策を実施することができるよう、農業関係者、漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等との連携体制を確立しておく。

(3) 補償体制の充実強化

県の収集する、油濁損害に対する補償制度に関する情報（補償制度の概要、請求先、請求手続、補償対象となる費用等）について、県の指導に基づき、農業関係者、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関等への周知を図る。

3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練.....【防災危機管理課、消防本部】

(1) 防災研修への参加の検討

流出油事故発生時には、市職員も防除作業に関わることとなるため、必要な知識等を修得しておく必要がある。このため、一般財団法人海上災害防止センター等が実施する各種研修へ職員を参加させることについて検討し、人材の育成に努める。

(2) 油防除（除去）に係る訓練への協力

県及び関係機関が協力して実施する油防除（除去）に係る総合的な防災訓練（オイルマットを使った訓練、県防災情報システムによる情報伝達訓練、図上訓練等）が円滑に実施されるよう配慮する。

第2節 災害応急対策

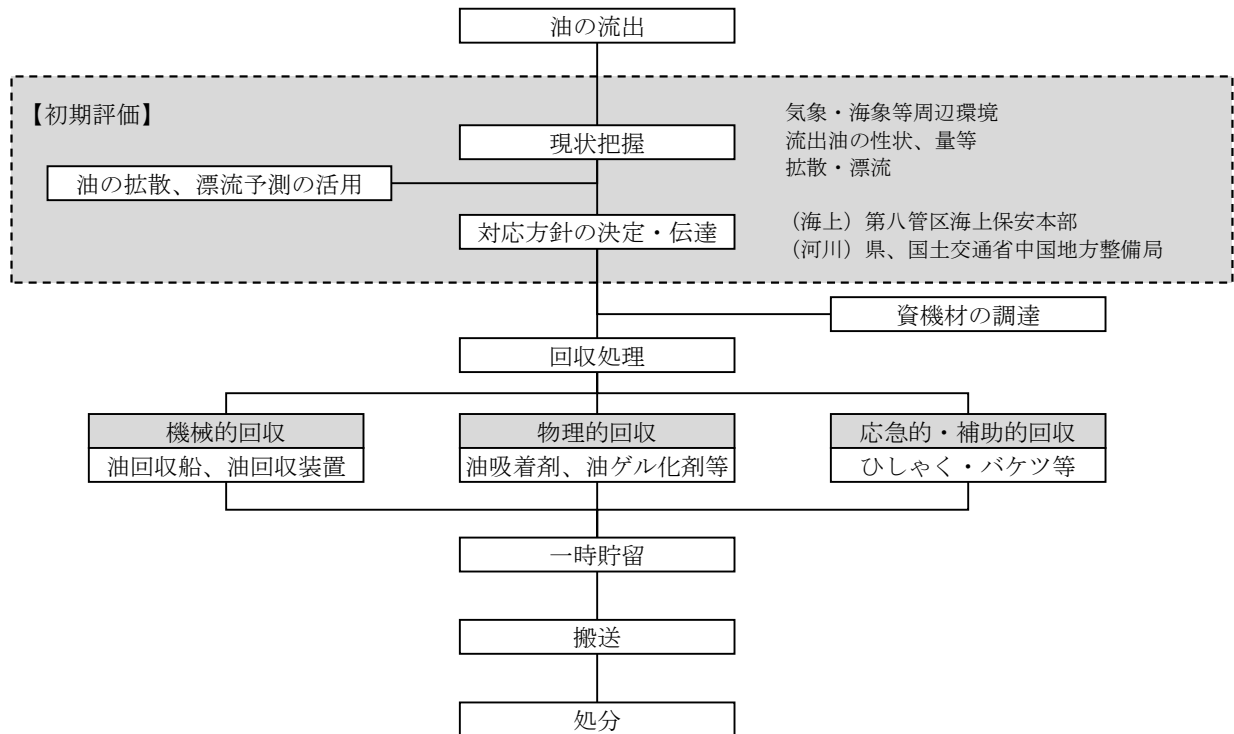
1 災害応急活動体制の確立.....【防災危機管理課、水産振興課、環境エネルギー課、河川課、上下水道局】

本計画において想定する流出油事故が発生した場合、その影響が複数の市町村の沿岸や河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなる。

したがって、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急処置を実施できるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、県をはじめとする各防災関係機関との緊密な連携の確保に努める。

流出油災害が発生した時の主な応急対策活動である「流出油回収」の基本的な流れを次に示す。

図：流出油回収の基本的な流れ



2 災害情報の収集・伝達.....【防災危機管理課、政策企画課、各支所】

海洋における流出の場合、船舶の種類、船主の明確性の有無により、防除措置義務者、防除費用の負担者、漂着した油の廃棄物としての処理・処分責任者、処理費用負担等に違いがあるので、原因者の特定、漂着範囲、汚染程度の確認等を迅速に行う必要がある。よって、第八管区海上保安本部、国土交通省中国地方整備局、県及びその他関係機関と連携し、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行う。

(1) 事故情報の収集・伝達系統

ア 事故情報の収集・把握

関係機関と相互に連携を図りながら、流出した油の種類と性状、油の流出量、流出油の状況（瞬間流出、一定時間の流出又は流出が止まっているかどうか）、油の風化の程度及び汚染域を把握するとともに、周辺の地勢及び気象海象状況についても把握する。

市においては特に、海岸の巡視と、事故状況及び被害状況等の情報収集に努める。

イ 収集伝達系統

流出油事故情報の収集・伝達系統は、海洋における場合、河川・湖沼における場合それぞれについて、本ページ及び次ページに記載のとおり定める。なお、情報の収集伝達に当たっては、原則として県総合防災情報システムを使用するが、同システムが使用できない場合は、その状況下において最も迅速かつ確実な手段（電話又はファックス等）を使用する。

図：海洋における流出油事故における情報収集・伝達系統（山陰沖排出油防除協議会ルート）



* 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号(カッコ内)を明記

対策を講ずる。

(2) 流出油の防除

ア 流出油の回収方法等

回収方法	流出量の種類、性状、経時変化の状況及び気象海象に応じて、次に掲げる回収方法のうち最も効果的な方法により実施する。 1 機械的回収（油回収船、油回収装置等） 2 物理的回収（油吸着材、油ゲル化剤、高粘度油回収ネット等） 3 応急的・補助的回収（ひしゃく、バケツ、ガット船、バキューム車等）
回収船・防除資機材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 防除作業に必要な回収船、防除資機材に関する情報を把握のうえ県及び関係機関に提供し、県及び関係機関が行う回収船、防除資機材の確保に協力する。 ● 県で調達可能な回収船、防除資機材について、県より情報提供を受ける。

イ 市における活動

関係機関の協議により決定された除去方針を踏まえ、消防本部、警察機関、漁業協同組合、地元住民、ボランティア及び自衛隊の災害派遣部隊等との共同により、概ね次に掲げる活動を行う。

- (ア) 沿岸の監視
- (イ) 沿岸での除去活動の実施
- (ウ) 回収油の一時集積場所への貯留
- (エ) 除去活動情報の収集及び県への伝達

なお、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は市の備蓄品又は市の行う調達により対応することとするが、不足するものについては県へ要請する。

ウ 海上保安庁長官からの防除要請への対応

海上保安庁長官から市長に対し海域における防除要請があった場合には、必要な支援体制を整え、相互に連携を図りながら油防除を実施する。この場合において、第八管区海上保安本部は、流出油状況に関する情報をもとに回収範囲と役割分担の調整を図る。

エ 医療救護活動

県、医師会、島根県看護協会及び日本赤十字社島根県支部と連携を図り、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、除去作業者の安全・健康の保持を図るため、漁港、港湾等の防除活動の拠点において医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

オ ボランティア活動の支援

事故発生直後から、県及びボランティア関係団体と連絡を密にし、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等の情報収集に努めるとともに、活動を支援するため必要な対策を実施する。

カ 義援物資の募集、配分等

義援物資については、県が市から報告される活動情報等により被災地のニーズを集約し、必要があると認められるときは、一般に募集する。

キ 活動状況等の情報の共有化

県、第八管区海上保安本部及び関係機関等との間で流出油防除連絡会議を適宜開催し、事故情報、流出油の漂流状況・回収状況・防除方針、関係機関の活動状況等について情報の共有化を図る。

(3) 回収油の運搬・処理

ア 回収油の位置付け

一時保管場所等に集積された廃油等については、船舶所有者等が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基準に従い、適切に処理を行う。

イ 油処理に関する情報の収集提供

県の行う回収油等の量や処理作業の状況把握、回収油等の貯留・搬送に従事可能な事業者に関する情報提供、回収油等の処理施設及び受け入れ可能量等に関する情報提供等に協力する。

ウ 漂着油の回収・処理方法

- 海岸に漂着した油については、回収油の性状（油だけのもの、油が付着した砂、油の付着した資機材等）によって処理の方法（焼却、埋立等）が異なるため、専門家による指導・助言を得て、効率及び処理方法を考慮したうえで回収方法を決定する。
- 漂着油が付着した砂の重機による回収は、回収後の処分が困難となることに留意する。

エ 回収油の保管方法

- ドラム缶等の集積保管場所については、回収後の運搬方法及び産業廃棄物処理施設への搬出方法（車両、鉄道又は船舶）並びに近隣地域住民の生活環境の保全等を考慮し選定する。
- ドラム缶により保管する場合は、飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中の流出防止のため、ふたを閉める等により密閉する。
- 気象条件等によっては集積保管場所から処分先への搬出が計画どおりに進まず時間を要するため、あらかじめ十分な保管場所を確保する必要がある。

オ 再生利用の検討

回収された廃油や油混じりの砂等で、再生利用が可能なものについては再生利用に努める。

(4) 環境対策

ア 環境対策の実施

- 初期評価の段階から水質・底質・水産資源・水鳥、植生等に関する総合的な環境対策検討委員会を県及び関係機関とともに設置し、事故の影響の実態把握、環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等の方針を決定し、環境対策を実施する。
- 環境対策の実施に当たっては、専門家による指導・助言等の活用を図る。

イ 健康調査の実施

油の漂着直後は、油の揮発性成分の異臭による健康への影響が考えられるため、住民、ボランティア等の防除活動従事者に対する健康調査を実施するとともに、大気調査を実施する。

ウ 県・国との連携

環境調査に当たっては、県及び国が実施する調査との連携を密に図る。

(5) 風評対策

ア 連絡会議の設置

風評による観光客離れ、水産物の消費者離れ等を防止するため、事故発生直後から漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等の協力を得て風評対策連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。

イ 風評対策の実施

流出油風評対策連絡会議において決定された対策方針に基づき、次に示す活動を実施する。

- 風評の発生予想（初期段階）
- 風評の実態把握
- 風評による観光、消費への影響調査
- 風評に対応するため客観的資料の収集
- 風評による被害を被った中小企業、漁業者等に対する緊急融資
- 報道機関を通じたキャンペーン活動等

(6) 補償対策

ア 関係機関における対応

- 漁業関係者、商工観光業関係者等とともに、県、海事鑑定人、保険会社、国際油濁補償基金等から情報を収集し、作業内容及び経費の把握と写真等の証拠書類の整備を行い、補償請求を実施する。
- 必要な場合には、県、海事鑑定人等に対し、説明会の開催を求める。
- 補償の早期実現を図るため、できる限り早期に請求を行うよう努める。

イ 関係機関の連携

県、漁業関係者、商工観光業関係者等と連携し、補償対策に関する情報交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。必要に応じて、海事鑑定人、国際油濁補償基金代理人又は委任弁護士の出席を求める。

(7) 災害広報等

ア 情報通信活動

(7) 各種情報の収集・整理

- 情報収集系統に混乱が生じないよう配慮のうえ、各種情報を収集・整理する。
- 発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める。

(イ) 情報発信

- 災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。
- 情報の公表及び広報活動の際には、関係機関相互間において相互に連絡をとり実施する。

イ 関係者等からの問合せに対する対応

報道機関からの問合せの集中に備え、広報課での対応のほか、各部門の広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

1 被害回復活動の推進体制の確立

油の流出による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があると認められるときは、関係部課により構成する被害回復推進会議を設置し、災害復旧対策の基本方針等を検討する。

2 被災事業者、住民等の復旧支援.....【税務管理課、商工企画課、農林基盤整備課、水産振興課、上下水道局】

流出油により被害を受けた漁業関係者、農業関係者、商工観光業関係者、住民等の回復を支援するため、総合的な相談窓口を設置し、各種資金の貸付の実施等、必要に応じた租税の徴収猶予又は減免措置を実施する。

3 被災公共施設等の復旧.....【水産振興課、河川課、上下水道局】

- 国及び県と協力し、被災した漁港施設、港湾施設、海岸施設、河川管理施設等公共施設の復旧事業を迅速かつ円滑に行う。
- 復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講じる。

4 事後の監視等の実施.....【防災危機管理課、水産振興課、環境エネルギー課、河川課、上下水道局】

- 流出油の防除措置終了後においても、防災関係機関と連携のうえ、必要に応じてパトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。
- 流出油事故による生態系等環境への影響は、回復に長期間を要す場合があるため、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要に応じて適切な措置を講じる。

This page intentionally left blank

第3章

■ 海難・水難事故災害対策計画

第1節 災害予防

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難・水難事故の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生を未然に防ぐため、海難・水難防止活動を推進するとともに、事故発生時の効果的な応急対策に備えるため、情報収集・伝達体制や民間救助組織の活用等を含む応急活動体制の整備、資機材の整備等、基本的な対策を推進する。

1 海難・水難防止の推進……………【防災危機管理課、消防本部】

要救助海難の発生原因を見ると、見張り不十分、操船不適切等の運航の過誤や機関取扱不良といった人為的要因によるものが大半を占めている。このような要因による海難等を防止するため、海難等防止思想の普及・高揚並びに海難等防止に関する知識・技能の習得及び向上を図る。

(1) 海難・水難等防止思想の普及

第八管区海上保安本部等の船舶安全運航対策の関係機関の実施又は開催する訪船指導、海難防止講習会、海難防止強調運動及び自動操舵海難防止運動等と連携し、海難等防止思想の普及に努める。

(2) 海上・湖上交通環境の整備

管轄海域及び港湾・漁港内における海上交通の安全性向上のため、県及び第八管区海上保安本部が行う防波堤、航路等の整備にあたり、必要な協力を行う。

(3) 運航管理規程等の作成

海上運送事業者に対し、海上運送法（昭和24年法律第187号）第10条の2の規定に基づき、運航管理規程を作成し、運航管理者の選任等船舶の運航管理組織並びに実施の基準及び手続に関する事項その他輸送の安全を確保するため事業者及び従業員が遵守すべき事項を定めるよう指導する。

(4) 船内の巡視

海上運送事業者は、「火災予防船内巡視実施要項」に基づき、毎航海出港直後及び航海中の一定時期に火災予防船内巡視を実施し、火災の予防及び早期発見に努める。

2 災害情報の収集・伝達体制の整備……………【防災危機管理課、デジタル戦略課、消防本部】

(1) 情報通信設備の整備

県、第八管区海上保安本部及び防災関係機関の行う航空機、巡視船等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備、画像情報の収集・連絡システムの整備に協力する。

(2) 県総合防災情報システムの活用

県総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。

3 災害応急活動体制の整備……………【防災危機管理課、消防本部】

- 職員の非常参集体制の整備を図るとともに、初動体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室等の設置要領等を事前に整備しておく。
- 必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する

資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

4 資機材の整備..... 【防災危機管理課、消防本部】

- 捜索活動を実施するため、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- 災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

5 防災訓練..... 【防災危機管理課、消防本部】

(1) 総合防災訓練

県及び第八管区海上保安本部、日本水難救済会、運送事業者等の関係機関と連携し、水難事故発生時における初期活動訓練や、水難事故を想定した総合防災訓練等が円滑に実施されるよう配慮する。

(2) 防災訓練の事後評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集する等の方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討を行う。

第2節 災害応急対策

大規模な海難等事故が発生した場合、事故の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずるため、直ちに必要な活動体制をとるとともに、防災関係機関との間で緊密な連携の確保に努める。

1 災害情報の収集・伝達……………【防災危機管理課、政策企画課、各支所】

- 第八管区海上保安本部、県、海上運送事業者及び防災関係機関と協力し、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確な災害情報の収集、伝達に努める。
- 関係機関及び海上運送事業者は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達する。

2 災害応急活動体制の確立……………【防災危機管理課】

(1) 市の活動体制

- 迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策本部の設置等必要な体制を速やかに確立する。
- 災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報を行う。

(2) 海上・湖上運送事業者の活動体制

運航管理規程及び事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し人命の安全の確保と損害の極限を図るとともに、職員の非常参集等必要な体制をとる。

3 海難・水難救助等及び消火活動……………【防災危機管理課、消防本部】

(1) 海難救助等

ア 捜索救助

県警察本部及び第八管区海上保安本部が実施する捜索救助に対し、必要な協力を行う。

イ 水難救護

遭難船舶の救助は海上保安官署において実施するほか、水難救護法に基づき概ね次のとおり行う。

実施責任者	遭難船舶の救護は、水難救護法第3条に基づき市長が行う。
発見者の措置	遭難船舶のあることを発見した者は水難救護法第2条に基づき市長、警察官又は海上保安官に通報し、通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに市長に通知する。
市長の措置	遭難船舶のあることを認知した市長は、直ちに現場に臨み必要な処分を行うとともに、警察官及び海上保安官に通報する。
応援	市長は自ら水難救護を行うとともに、必要に応じて警察機関、海上保安官署、(社)水難救済会救難所、隣接市町、海上輸送関係機関及び県等に応援を要請する。

ウ 医療救護

医師会、日本赤十字社島根県支部及び県と連携を図りながら、海傷病者等の発生状況について情報収集を行い、医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等を行う。

(2) 消火活動

ア 船舶火災の協力措置

船舶火災が発生した場合、海上保安官署及び消防本部は「海上保安庁の機関と消防本部との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、次の分担により相互に協力し行う。

消 防 本 部	1 ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶 2 河川、湖沼における船
海上保安官署	その他の船舶

イ 連絡調整

消火活動の効果的な実施のため、海上保安官署と消防本部は概ね次の事項につき連絡調整を行う。

- (ア) 必要資機材の保有状況等、あらかじめ掌握しておくことが必要な資料及び情報の交換
- (イ) 消火活動要領及び連絡周知システムの作成
- (ウ) 必要資機材の集中使用の計画実施
- (エ) 必要資機材の整備の促進

ウ 他の消防本部に対する応援要請

- 単独の消防力で火災の防御が困難な場合には、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。
- 火災に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求めるよう知事に要請する。

4 海上交通の確保

- 海上保安機関は、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときは、航行の制限又は禁止、航行船舶の火気使用禁止、港内在泊船舶に対する移動命令、その他必要な交通規制を行う。
- 海上保安機関は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。

5 災害広報等..... 【防災危機管理課、広報課】

(1) 情報通信活動

ア 各種情報の収集・整理

- 情報収集システムに混乱が生じないよう配慮のうえ、海上事案にあつては第八管区海上保安本部を中心に、各種情報を収集・整理する。
- 発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

- 災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。
- 情報の公表及び広報活動の際には、関係機関相互間において相互に連絡をとり実施する。

(2) 関係者等からの問合せに対する対応

報道機関からの問合せの集中に備え、広報課での対応のほか、各部門の広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第 4 章

航空災害対策計画

第1節 災害予防

県及び関係機関と協力して、情報収集・伝達体制や応急活動体制の整備、資機材の整備等基本的な対策を推進し、航空災害発生時の効果的な応急対策に備える。

1 災害情報の収集・伝達体制の整備……………【防災危機管理課、デジタル戦略課、消防本部】

(1) 情報通信設備の整備等

- 航空災害の発生時に事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう、日常業務又は訓練を通じて使用方法等について習熟を図る。
- 移動通信系の運用については、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

(2) 総合防災情報システムの活用

県総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。

2 災害応急活動体制の整備……………【防災危機管理課、消防本部】

航空災害の発生時に効果的な応急対策を実施できるよう、関係機関と連携して防災体制を整備する。

3 広域応援協力体制の整備……………【防災危機管理課、消防本部】

- 航空機事故発生時には、空港管理事務所、消防本部、警察機関、医療機関、自衛隊、第八管区海上保安本部、航空会社及び航空関連会社等相互の連携体制が重要であることから、これらの機関と応急活動及び復旧活動に関し、平常より連携を強化しておく。
- 所要の資機材の調達等に関する応援体制の充実に努める。
- 消防本部は、緊急消防援助隊等による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

4 資機材の整備……………【防災危機管理課、消防本部】

- 航空災害の発生時には、多くの傷病者を生ずるのが通例であることから、レスポンスタイム（最初の通報から救難及び消防車両が最初の効果的活動の開始までに要した時間）の短縮が重要であり、そのために有効な防災装備・資機材（救急車・医薬品等）の整備を推進する。
- 関係機関は、防災装備や資機材等について、その備蓄状況を消防本部に連絡するとともに、消防及び医療機関の指導を受ける。
- 災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

5 防災訓練……………【防災危機管理課、消防本部、市立病院】

(1) 総合防災訓練

- 県、空港管理事務所、消防本部、警察機関、医療機関、自衛隊、第八管区海上保安本部、航空会社及び航空関連会社等と一体となって、初期活動訓練や各防災機関の連携訓練等災害応急対策につ

いて実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。

- 消防本部は、消防、救急、救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等関係機関と一体となった消防訓練を実施する。
- 災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、県、医師会、日本赤十字社、薬剤師会等の医療関係機関が連携して行う医療救護訓練の実施に協力する。

(2) 防災訓練の事後評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集する等の方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討を行う。

第2節 災害応急対策

空港管理事務所、県及び関係機関と連携し、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとる。

1 災害情報等の収集・伝達.....【防災危機管理課、政策企画課、消防本部】

(1) 情報の収集・伝達系統

ア 出雲空港の場合

図：出雲空港管理事務所における情報等の収集・伝達系統



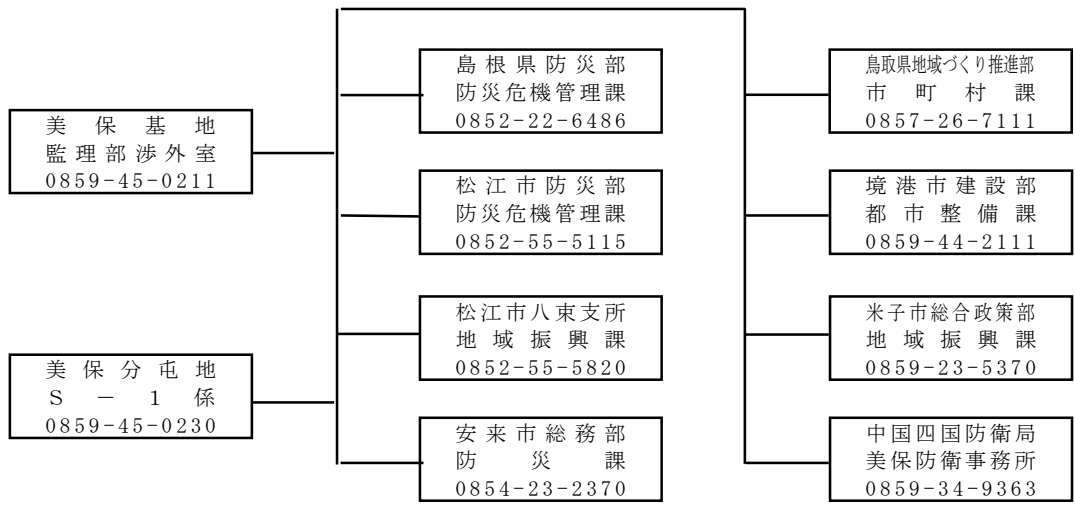
* 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号(カッコ内)を明記

イ 米子空港（美保飛行場）の場合

民間航空機の場合は、島根県防災危機管理課のほか、必要に応じ鳥取県（危機管理局危機管理政策課：0857-26-7064）、鳥取県西部広域行政管理組合消防局（0859-35-1951）等に対し、被害状況等の確認を行う。

自衛隊機の場合は、次の系統による。（夜間、祝祭日等の場合は、各機関担当者の携帯電話等連絡の取れる連絡先）

図：美保飛行場における情報等の収集・伝達系統



※航空自衛隊機による災害及び飛行場の閉鎖等の運用に係ることは、航空自衛隊美保基地渉外室から、また、陸上自衛隊機による災害は、陸上自衛隊美保分屯地から情報が伝達される。

(2) 情報の収集・把握

- 収集した災害情報、被災情報を県に報告する。
- 県、ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を電話、FAX等により収集する。
- 陸上自衛隊又は第八管区海上保安本部等に災害派遣要請を行い、航空機による上空からの目視、ヘリコプターのテレビ電送システムの活用、船艇を用いた監視等により情報を収集する。
- 現地災害対策本部を設置したときの派遣職員等から、携帯電話、無線等により情報を収集する。

2 災害応急活動体制の確立..... 【防災危機管理課】

(1) 市の活動体制の確立

- 迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策本部の設置等必要な体制を速やかに確立する。
- 災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報を行う。

(2) 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

県、防災関係機関と一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努める。

3 救急・救助、医療救護、捜索及び消火活動..... 【消防本部、市立病院】

救急・救助、医療救護活動については、事前に知事と島根県医師会とが締結した「空港医療救護に関する協定書」に基づき実施する。また、消火救難活動については、出雲空港管理事務所と消防本部が締結した「空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき実施する。活動に当たっては、災害の発生場所に応じて初動体制を確立するが、被災地が不明だが墜落の可能性があり捜索の要請を受けた場合等、状況に応じた体制や指揮系統を確立する。

(1) 救急・救助、医療救護活動

救急・救助、医療体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 空港周辺で発災した場合の救難活動は、管轄する各消防本部が一時的にこれにあたり、空港管理事務所が必要に応じて出動する。 ● 医療救護活動に当たっては県の指導のもと、支援に努める。
救護所の設置	被災現場、避難場所等災害の状況等を判断し、二次的災害の危険がなく、傷病者の搬送、応急処置及び救急搬送に至便な位置に設置する。
医薬品・医療用資器材等の調達	医薬品・医療用資器材等の要請があった場合は、医薬品等取扱業者から調達し、緊急輸送する。
トリアージの実施	緊急度判定に基づく治療の優先度判定を行うトリアージ・タグを活用し、効率的な救護活動を行う。
負傷者の搬送	<ul style="list-style-type: none"> ● 負傷者の受け入れを必要とする場合は、災害拠点病院を中心に受け入れをし、該当機関のない地区については医師会等に協力を求める。 ● 入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送については、受け入れ施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等の情報を収集し、迅速に実施する。 ● 搬送能力が不足する場合は、消防団員、関係機関、国、関係県等に医療機関への搬送協力を求める等により、効率的な活動を行う。

(2) 捜索

- 墜落現場が不明の場合又は航空機の行方が不明になる等航空災害発生のおそれがある場合、消防本部は県警察本部と協力して、ヘリコプター及び船舶等を活用し捜索活動を実施する。
- 捜索は、人命危険の大きい場所から順次実施し、生存者等の迅速な発見に努める。
- 市街地に航空機が墜落した場合は、周辺に飛散した航空機搭載燃料への引火により、大規模市街地火災に発展する危険があると同時に、民家及び航空機内には多数の要救助者がいることも予想されるので、覚知と同時に多くの消防隊を結集して、市街地火災の延焼防止、人命救助及び避難誘導を重点的に実施する。

(3) 消火活動

ア 消防本部の消火活動体制

航空機火災の消火活動は、火災が特異な様相を呈するため状況判断がしにくいこと、ほとんどの火災が人命危険を伴った油火災であり、迅速な行動と高度な技術を持って対処しなければならないこと、空港消防隊その他の関係機関と緊密な連携活動が要求されること等から極めて困難なものとなる。したがって、消火活動に当たっては、乗客、乗員及び付近住民の人命救助に主眼を置き、空港消火救難隊との緊密な連携のもとに、住宅等周囲の消防対象物への延焼防止を図る。

イ 広域消防応援体制

- 単独の消防力で火災の防御が困難な場合には、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。
- 火災に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認め

られる場合は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求めるよう知事に要請する。

ウ 消防団の活動

消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防団長は、現場指揮本部において消防団の指揮にあたる。消防団隊は、消防署隊との連携を密にし、消防活動に従事する。

4 交通規制の実施……………【防災危機管理課、建設総務課、道路課、各支所】

交通渋滞の発生による救急・救助、消火活動等の支障を防ぐため、次の点に留意し迅速かつ適切に交通規制を実施する。また、第八管区海上保安本部は、必要に応じて船舶の交通を制限又は禁止する。

- ア 道路管理者と警察機関の相互連絡の徹底
- イ 迂回路等の設定
- ウ 規制の標識等の明示
- エ 規制の広報・周知
- オ 規制の解除時における連絡

5 災害広報等……………【防災危機管理課、広報課】

(1) 情報通信活動

ア 各種情報の収集・整理

- 情報収集系統に混乱が生じないよう配慮のうえ、各種情報を収集・整理する。
- 発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

- 災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。
- 情報の公表及び広報活動の際には、関係機関相互間において相互に連絡をとり実施する。

(2) 関係者等からの問合せに対する対応

報道機関からの問合せの集中に備え、広報課での対応のほか、各部門の広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第5章

道路災害対策計画

第1節 災害予防

道路構造物の被災等による災害を未然に防ぐため、道路の安全確保、災害応急・復旧体制の整備、防災知識の普及・啓発等の基本的な対策を推進する。

1 道路の安全確保……………【防災危機管理課、建設総務課、道路課】

(1) 道路交通情報の充実

- 気象台から伝達される各種気象情報等を有効に活用できるよう、県総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。
- 交通規制状況、迂回路等の道路災害情報を正確かつ迅速に道路利用者に提供する交通情報板や道路情報ラジオ、VICSを中心とした路側通信機器の整備を推進する。

(2) 道路施設等の整備

- 道路パトロールの実施や応急復旧体制の整備のほか、道路管理連絡員制度や道路防災ボランティア制度等の活用により、道路施設等の監視・点検体制の整備を県及び関係機関とともに推進する。
- 管理する道路について、各種点検により判明した危険箇所のうち危険度・緊急性の高い箇所から対策を進め、早急に対策事業を完了させ、必要な施設の整備をより一層推進する。

2 災害応急・復旧体制の整備……………【防災危機管理課、デジタル戦略課、人事課、建設総務課、道路課、消防本部、各支所、市立病院】

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

ア 関係機関相互の連携の確保

国、県、消防本部、警察機関、日赤及び医師会等と連携を図り、より一層の情報の収集・伝達体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制を確立する。

イ 通信体制の整備

- 既存の道路連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図るとともに、情報を確実に通信できるよう、有線回線だけでなく防災行政無線や国土交通省マイクロ回線等の連絡回線の相互利用等による通信ルートの複数化や停電対策の検討を行う。
- 平時において無線通信設備の点検を実施するとともに、県及び関係機関と連携して通信訓練等を行う等、災害時の通信手段の整備を推進する。
- トンネル内における非常通報設備の整備を推進する。

ウ 情報管理体制の確立

日本道路交通情報センターの集約する事故等の情報、県総合防災システム、衛星通信ネットワーク等のヘリテレ映像による被害情報等を関係機関が共有できるよう、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。

(2) 組織体制の整備

ア 職員の体制

- 事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制について検討する。
- 道路災害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する。

イ 防災関係機関の相互連携体制の強化

- 道路管理者相互において、応急・復旧活動にあたり確実に相互応援を行える体制を構築する。
- 災害時の協力体制や役割分担について、警察機関及び自衛隊等との間で事前協議を行う。

- 隣接県の消防本部等との間で協定を締結し、体制の強化を図っておく。

(3) 救急・救助、医療救護及び消火活動体制の整備

ア 救急・救助活動

必要な救急車等の車両、道路災害に対応した救急救助用資機材を検証し、整備を推進する。

イ 医療救護活動

- 医師会、島根県看護協会、医療機関、日本赤十字社、消防本部等との連携を強化し、関係機関相互の連絡体制の整備に努める。
- 医療用資器材及び医薬品等を整備するとともに、災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

ウ 消火活動

道路災害における消火活動について、沿道の各消防本部相互及び道路管理者等と平時より連携体制の強化を図り、災害時の活動に備えておく。

(4) 交通の確保・緊急輸送体制の整備

- 災害時の円滑な交通規制の実施のため、松江警察署と（社）島根県警備業協会との間で締結されている協定について、各種訓練等を通じ実効性を高めるよう努める。
- 発災後に交通規制が実施された場合における車両の運転者の義務について、松江警察署と連携し、広く周知するよう努める。
- 災害応急対策活動の円滑な推進のため、緊急通行車両の事前届出を行っておく。

(5) 危険物等流出防除活動体制の整備

消防本部においては、高圧ガス及び火薬類等については事故取扱要領が整備されているが、それ以外の危険物等取扱施設については適宜対応する体制となっているため、各種の危険物等の流出時に適切な防除活動が行えるよう検証し、必要な資機材の整備を推進する。

(6) 応急復旧活動体制の整備

- 災害時の道路障害物除去や応急復旧に関しては、各道路管理者が適宜、業者を選定して対応しているが、迅速・的確に活動を実施するため、必要な資器材を確保しておくとともに、建設業協会等との協定の締結等により、必要な人員・資器材を確実に活用できる体制を整備しておく。
- 必要に応じ、重要な施設の構造図等の資料整備を推進する。

3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練.....【道路課】

(1) 防災知識の普及・啓発

道路利用者に対する通常の交通安全に関する通常の広報のほか、防災訓練や広報紙の活用等様々な方法・機会を通じ、道路災害発生時における対応等の防災知識の普及・啓発に努める。

(2) 防災訓練

県の行う道路防災週間における防災トンネル訓練、災害時の情報伝達を迅速かつ正確に行うための演習、トンネル開通時の訓練等に連携した訓練を実施する等、訓練の充実を図る。

(3) 防災訓練の事後評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集する等の方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討を行う。

第2節 災害応急対策

道路構造物の被災等により災害が発生した場合、以下の応急対策を実施する。

1 災害情報の収集・伝達……………【防災危機管理課、政策企画課、各支所】

(1) 事故情報等の連絡

各道路管理者と連携し、情報交換を迅速かつ的確に行う。

(2) 被害情報等の収集・伝達

自衛隊、県及び警察等、その時点で特に必要のある機関に対し、優先して詳細情報を伝達する。

2 災害応急活動体制の確立……………【防災危機管理課】

(1) 市の活動体制の確立

- 迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策本部の設置等必要な体制を速やかに確立する。
- 災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報を行う。

(2) 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

被害が甚大であり、市や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合には、県及び他の市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

3 救急・救助、医療救護及び消火活動……………【消防本部、市立病院】

(1) 救急・救助活動

- 県及び県警察本部等と連携し、迅速に体制を確立し、救急・救助活動を実施する。
- 所轄する組織で救急・救助活動の実施が困難な場合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、応援の要請を行う。

(2) 医療救護活動

県、医師会、島根県看護協会及び日本赤十字社島根県支部と連携を図り、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

(3) 消火活動

ア 道路管理者の体制

消防本部等の要請により、初期消火活動に協力することを求められた場合、迅速に協力体制を確立し、消防本部との連携について調整し、活動を実施する。

イ 消防本部の消火活動体制

消火活動の必要がある場合、迅速に消防体制を確立し、消火活動を実施する。

ウ 他の消防本部に対する応援要請

- 単独の消防力で火災の防衛が困難な場合には、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。
- 火災に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防衛が困難であると認められる場合は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の

都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求めるよう知事に要請する。

4 交通規制の実施……………【道路課、各支所】

交通渋滞の発生による救急・救助、消火活動等の支障を防ぐため、次の点に留意し迅速かつ適切に交通規制を実施する。

- ア 道路管理者と警察機関の相互連絡の徹底
- イ 迂回路等の設定
- ウ 規制の標識等の明示
- エ 規制の広報・周知
- オ 規制の解除時における連絡

5 緊急輸送手段の確保……………【防災危機管理課、道路課、各支所】

次の点に留意し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施する。

- ア 輸送車両の確保順位（応急対策実施機関所有の車両、公共的団体の車両等を優先して確保）
- イ 車両に不足を生ずるときの、県トラック協会等への応援要請
- ウ 車両、船舶等の調達を要請するときの明示事項（物資の品名、数量、重量、区間、日時等）

6 危険物等流出に対する応急対策……………【道路課、消防本部】

県警察本部と密に連絡をとり、初動段階から相互に連携した防除活動、人命救助活動等を実施し、危険物等による二次災害の防止に努める。

7 災害広報等……………【防災危機管理課、広報課】

(1) 情報通信活動

ア 各種情報の収集・整理

- 情報収集系統に混乱が生じないよう配慮のうえ、各種情報を収集・整理する。
- 発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

- 災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。
- 情報の公表及び広報活動の際には、関係機関相互間において相互に連絡をとり実施する。

(2) 関係者等からの問合せに対する対応

報道機関からの問合せの集中に備え、広報課での対応のほか、各部門の広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

1 復旧事業.....【建設総務課、道路課】

- あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を実施する。
- 大規模災害時において、復旧のための資機材や人員が不足する状況下では、優先順位（第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順）を付けながら実施する等規模に応じた対応を実施し、早急な復旧に努める。
- 応急復旧の優先度については、ネットワークとしての通行機能が十分に確保できるような手段で設定する。
- 応急復旧を円滑に遂行するために、通行を禁止又は制限している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的な広報等を行う。

2 緊急点検.....【道路課】

- 復旧事業と併せて、被災箇所以外の道路施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。
- 緊急点検の実施にあたり、応急復旧活動とは別に、点検に必要な体制を確立できるように努める。

This page intentionally left blank

第6章

■ 危険物等災害対策計画

第1節 災害予防

危険物災害による被害を未然に防ぐため、危険物等関係施設の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。また、危険物等施設の管理者は、危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物など災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

危険物等災害が発生した場合における各種応急対策を実施し、復旧する場合には、万全な対策を講じ計画を実行する。

1 危険物等関係施設の安全性の確保.....【消防本部】

(1) 消防法に定める危険物施設の予防対策

ア 施設の現況

本市における消防法に定める危険物施設の箇所数は次のとおり。

資料：消防本部（令和7年10月1日現在）

① ② ③ 計	① 製造所	②貯蔵所									③取扱所						事業所	
		計	屋 内	特 定 屋 外 ク	特 定 屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	計	給油		販売		移 送		一 般
												営 業 用	自 家 用	第 一 種	第 二 種			
535	0	330	54	0	48	25	135	0	59	9	205	67	36	2	1	0	99	375

イ 予防計画

過去の地震災害の経験から、消防法をはじめ関係法令の一部改正による耐震基準設計の強化が図られている施設もあるが、軟弱な地盤地域においては施設が被災する危険性が依然として高いため、県及び関係機関と連携し、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。

(2) 高圧ガス施設の予防対策

ア 施設の現況

本市における高圧ガス関係施設の箇所数は次のとおり。

資料：消防本部（令和7年4月1日現在）

製造所		貯蔵所		販売業者	特定高圧ガス 消費者
第1種	第2種	第1種	第2種		
12	77	8	17	207	10

イ 予防計画

(7) 施設の耐震性強化

ガス導管の施設は、ポリエチレン管、銅管（溶接、又は機械的接合）等耐震性のあるものを用いるよう指導する。

(イ) 保安指導、保安教育

県及び関係機関と連携し、関係法令（高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づき、保安検査・立入検査等を行い、以下の事項について指導する。

- 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の取扱い
- 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者及び保安係員等が非常時にとるべき措置

(ウ) 自主保安体制の確立

関係事業所は、次の点に留意し自主保安体制を確立する。

- 定期自主検査の実施と必要事項の保存
- 防災設備の維持管理、整備及び点検
- 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
- 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

(3) 火薬類施設の予防対策

ア 施設の現況

本市における火薬類施設の箇所数は次のとおり。

資料：島根県（令和5年4月1日現在）

1級火薬庫	2級火薬庫	3級火薬庫	煙火火薬庫	計
5		1		6

イ 予防計画

(ア) 保安指導及び保安教育

県及び関係機関と連携し、火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いについて、保安検査・立入検査等により適正な保安管理を指導する。

(イ) 自主保安体制の確立

火薬類取扱業者は、次の点に留意し自主保安体制を確立する。

- 年2回以上の定期自主検査の実施（火薬庫の所有者又は管理者の場合）
- 防災設備の維持管理、整備予備点検
- 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
- 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

(4) 毒劇物取扱い施設の保安対策

ア 施設の現況

本市の市域を所管する松江保健所管内における、毒劇物取扱い施設の現況は次のとおり。

資料：島根県（令和5年4月1日現在）

製造業	一般販売業	農薬用品目販売業	特定品目販売業	小計	業務上取扱者
2	101	29	5	137	3

イ 予防計画

県及び関係機関と協力して毒劇物取扱い施設の実態把握に努めるとともに、次の点に留意し自主保安体制を確立するよう事業所への指導を行う。

- 研修会等における耐震教育の徹底
- 立入検査時における耐震措置及び施設の耐震化の指導
- 毒劇物の流出防止・中和等の除去活動体制の整備
- 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
- 治療方法を記した書類の整備

2 災害情報の収集・伝達体制の整備.....【防災危機管理課、デジタル戦略課、消防本部】

(1) 情報通信設備の整備

- 危険物等取扱い施設及び毒劇物取扱い施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。
- 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。
- 消防本部は迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、災害現場で情報の収集・連絡にあたる担当員をあらかじめ選任する。

(2) 総合防災情報システムの活用

県総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。

3 災害応急活動体制の整備.....【防災危機管理課、消防本部】

- 危険物等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設置要領等を整備する。
- 関係各課及び各危険物施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携について徹底を図る。

4 資機材の整備.....【消防本部】

危険物施設管理者及び関係機関と連携し、各種危険物等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

5 防災知識の普及・啓発.....【消防本部】

危険物等災害の危険を軽減するため、これまでに実施してきた活動に加え、防災訓練や広報紙の活用など様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

第2節 災害応急対策

危険物等災害が発生した場合、以下の各種応急対策を実施する。

1 危険物等関係施設における応急措置……………【公共建築課、消防本部】

(1) 消防法に定める危険物施設の応急措置

県及び消防本部と連携し、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、次の措置を講ずるよう指導する。

危険物の取扱い作業及び運搬の緊急停止措置	危険物が流出、爆発等のおそれがある場合は、直ちに取扱い作業等中止し、弁の閉鎖又は給油の緊急停止措置を行う。
危険物施設の緊急点検	危険物取扱施設、消火設備及び保安電源並びに近隣状況の把握等の緊急点検を実施する。
危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等の異常が発見されたときは、必要に応じて応急補修及び危険物の回収等の適切な措置を行う
災害発生時の応急活動事態の確立	危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した者は、速やかに防災関係機関に状況を報告する。
従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施	災害発生事業所は、防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

(2) 高圧ガス施設の応急措置

県及び消防本部と連携し、次の措置を講じる。

被害状況の把握	早急に正確な被害状況の把握に努め、適切な緊急措置を講じる。
二次災害の防止	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガスの漏洩を防止し、爆発等の二次災害を防止するため、弁の閉鎖等の緊急停止措置を行う。 2 応急点検の実施、ガス濃度の測定等を実施する。 3 施設に損傷等が発見されたときは、応急補修、ガス抜き等の措置を行う。漏洩が確認されたときは、漏洩防止措置を行うとともに、ガスの性状により火気使用禁止措置等を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに防災関係機関に通報する。
従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施	災害発生事業所は、防災関係機関との連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の安全を図るため、必要に応じて避難、広報等の措置を行う。

(3) 火薬類施設の応急措置

火薬類取扱い施設に災害が発生した場合は、県及び防災関係機関等と連携し、火薬類取締法第45条に基づく緊急措置を命ずる。また、各事業者は、次の措置を講ずる。

- ア 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕があるときは、速やかにこれを安全な場所に保管し、見張り役をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- イ 道路が危険又は運搬に余裕がないときは、火薬類を付近の水中に沈める等の安全措施を講ずる。
- ウ 運搬の余裕がないときは、火薬庫の入り口及び窓等を密閉し、可燃部については防火措置を講じ、かつ必要に応じ付近の住民に避難を呼びかける。

(4) 毒劇物取扱い施設の応急措置

毒劇物等による災害が発生した場合は、特に住民の保健衛生上の危害を最小限にとどめるため、県及び防災関係機関等と連携し、関係事業所等に次の措置を講ずるよう指導する。

ア 保健所又は消防本部等への報告・届出

イ 毒劇物の流出等の防止措置及び中和等による除害措置

ウ 被災していない貯蔵施設等の応急点検及び必要な災害防止措置

エ 毒劇物による保健衛生上の危害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立

オ 緊急連絡等情報網の確立による状況に即した活動体制の確保

2 災害情報の収集・伝達……………【防災危機管理課、政策企画課】

- 危険物等災害への対応を効果的に実施するためには、危険物の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係機関においてこれらの情報を共有化することが必要不可欠であるため、関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確に災害情報を収集・伝達する。
- 伝達システムとしては、その状況下において最も迅速かつ確実な手段により行うが、県総合防災情報システムを有効に使用する。また必要に応じ防災ヘリを運用し情報収集を図る。

3 災害応急活動体制の確立……………【防災危機管理課】

(1) 市の活動体制の確立

- 迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策本部の設置等必要な体制を速やかに確立する。
- 災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報を行う。

(2) 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

被害が甚大であり、市や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合には、県及び他の市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

4 危険物等の漏洩・拡大防止活動……………【防災危機管理課、消防本部】

- 危険物等が流出・漏洩した場合においては、施設管理者が初期対応を実施するが、対応しきれない等の場合、施設管理者は消防本部及び関係機関と協力し、防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による被害の拡大防止に努める。
- 専門機関職員・資機材等を早急に派遣・搬送する必要がある場合は、警察機関による車両の先導又は防災ヘリ等を利用する。

5 救急・救助、医療救護及び消火活動……………【消防本部、市立病院】

(1) 救急・救助活動

- 施設管理者及び県警察本部等と連携し、迅速に体制を確立し、救急・救助活動を実施する。
- 所轄する組織で救急・救助活動の実施が困難な場合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、応援の要請を行う。

(2) 医療救護活動

県、医師会、島根県看護協会及び日本赤十字社島根県支部と連携を図り、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

(3) 消火活動**ア 消防本部の消火活動体制**

消防本部は消火活動の必要がある場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

イ 他の消防本部に対する応援要請

- 単独の消防力で火災の防御が困難な場合には、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。
- 火災に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求めるよう知事に要請する。

6 災害広報等..... 【防災危機管理課、広報課、消防本部】**(1) 情報通信活動****ア 各種情報の収集・整理**

- 情報収集システムに混乱が生じないよう配慮のうえ、各種情報を収集・整理する。
- 発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

- 災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。
- 情報の公表及び広報活動の際には、関係機関相互間において相互に連絡をとり実施する。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

報道機関からの問い合わせの集中に備え、広報課での対応のほか、各部門の広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

1 復旧事業.....【消防本部】

被災した危険物等施設の復旧にあたり、施設管理者が万全な再発防止を講じるよう指導する。

2 緊急点検.....【消防本部】

施設復旧と併せ、被災箇所以外の施設の管理者に対し、再発防止のための緊急点検を実施するよう指導する。

This page intentionally left blank

第7章

大規模火災対策計画

第1節 大規模火災の履歴

- 島根町加賀における大規模火災

令和3年4月1日夕方、島根町加賀地内において火災が発生した。発生当時、市内には強風注意報が発表され、海沿いでは強い東風が吹いていたこともあり、住宅密集地及び山林の広範囲が焼損した。全焼22棟含む32棟の建物被害や山林において2,051.53㎡を延焼するなど、大規模な火災となり、「災害救助法」が適用された。

第2節 災害予防

大規模火災による被害を未然に防ぐための基本的な対策を推進する。

1 大規模火災に強いまちづくり.....【公共建築課、都市政策課、建築審査課、公園緑地課、建設総務課、上下水道局】

(1) 災害に強いまちの形成

- 都市等の基盤整備を推進する等、防災環境を整備するための土地区画整理事業や再開発事業等により既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導により適正な土地利用を推進する。
- 防火地域等の指定、避難施設・避難路の確保、密集住宅市街地等の不燃化、延焼遮断帯等の整備、消防水利・防火水槽等の整備、都市公園・オープンスペースの確保等の各種対策を推進する。

(2) 大規模火災に対する建築物の安全化

大規模火災時には広範囲にわたる延焼・焼失等の被害が予想される。特に、防災基幹施設及びライフライン施設の被災による影響は極めて大きいため、大規模火災に強い公共施設等の整備を推進する。

2 災害応急・復旧体制の整備.....【防災危機管理課、デジタル戦略課、健康福祉総務課、健康推進課、こども家庭支援課、建設総務課、道路課、消防本部、教育総務課、生涯学習課、スポーツ振興課、スポーツ施設課、各支所、市立病院ほか関係各課】

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

- 住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底するとともに、広く警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線、屋内告知端末、サイレン等の伝達手段を整備する。
- 火災の発見から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達等、大規模火災に対応した県総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。
- 県総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等のヘリテレ映像による被害情報等を関係機関が共有できるよう、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。
- 関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。
- 無線通信システム、防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を推進する。

(2) 災害応急活動体制の整備

- 火災の規模に応じた各段階における参集配備体制について整備しておく。
- 大規模火災に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

(3) 救急・救助及び医療救護活動体制の整備

ア 救急・救助活動

必要な救急車等の車両、ヘリコプター、大規模火災に対応した救急救助用資機材等を検証し、整備を推進する。

イ 医療救護活動

- 医師会、島根県看護協会、医療機関、日本赤十字社、消防本部等との連携を強化し、関係機関相互の連絡体制の整備に努める。
- 医療用資器材及び医薬品等を整備するとともに、災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

(4) 消火活動体制の整備

ア 消防水利の整備

消火栓のほか、防火水槽の整備、海水・河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

イ 自主防災組織等との連携

消防団、住民、町内会・自治会、自主防災組織等との災害時の連携体制について、平時から体制の強化を図る。特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう配慮する。

ウ 資機材の整備

消防ポンプ車等の消防用機械・資機材等の整備を推進する。

エ 被害想定の実施

市域における大規模火災の被害想定を実施し、消防本部と自主防災組織等の防災訓練や災害時の消火活動に効果的な活用が図れるようにする。

オ 広域応援体制の整備

隣接県の市町村等と協議し、広域応援体制を整備する。

(5) 避難受け入れ活動体制の整備

ア 避難誘導體制の整備

- 避難路を確保し、日頃から住民への周知に努める。
- 県警察本部等と連携し、避難計画の策定と避難体制の整備を行う。
- 策定した避難計画の内容を事前に住民へ周知するとともに、避難行動要支援者の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施等の避難対策を実施する。

イ 指定避難所の指定

法令に基づく指定避難所を指定し、住民への周知徹底を図る。

- あらかじめ管理者の同意を得ておく。
- 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設とする。
- 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとする。
- 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものとする。
- 学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- 避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等 【防災危機管理課、健康福祉総務課、消防本部、教育委員会】

(1) 防災知識の普及・啓発活動

- 全国火災予防運動や防災週間、文化財防火デー等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等の活用により地域の危険性の周知や災害発生時にとるべき行動、避難行動等の防災知識の普及・啓発を図る。
- 教育機関においては、火災予防等防災に関する教育の充実を図る。

(2) 各種防災資料等の配布

県の実施する防災アセスメントを活用し、地域住民の適切な避難や防災活動の促進のため、防災マップ、地区別防災カルテ、避難時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。

(3) 防災訓練

- 全国火災予防運動、防災週間等において、大規模火災を想定し、消防本部、市等関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討する。
- 地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を実施するよう指導し、住民の大規模な火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(4) 要配慮者への配慮

防災知識の普及・啓発活動や防災訓練等を実施する場合、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

第3節 災害応急対策

大規模火災が発生した場合、以下の各種応急対策を実施する。

1 災害情報の収集・伝達……………【防災危機管理課、政策企画課、消防本部】

(1) 発災直後の災害情報の収集・伝達

- 火災、人的被害及び建築物被害等の発生状況を収集し、総合防災情報システムにより県に連絡する。なお、消防庁ほか関係省庁への連絡は、県及び県警察本部が行う。
- 関係機関は、直ちに情報収集連絡のための各種通信手段を確保する。

(2) 航空機、ヘリコプター等による情報収集

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターのテレビ電送システム等を活用して被害情報等を収集する。

2 災害応急活動体制の確立……………【防災危機管理課、政策企画課、消防本部】

(1) 市の活動体制の確立

- 迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策本部の設置等必要な体制を速やかに確立する。
- 災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報を行う。

(2) 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

被害が甚大であり、市や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合には、県及び他の市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

被害が甚大であり、相互応援協定等に基づく県及び他市町村等の応援によっても対処することが困難と予想される場合（空中消火活動を行う場合等）には、自衛隊の災害派遣を県に対し要請する。

3 救急・救助及び医療救護活動……………【消防本部、市立病院】

(1) 救急・救助活動

- 県及び県警察本部等と連携し、迅速に体制を確立し、救急・救助活動を実施する。
- 所轄する組織で救急・救助活動の実施が困難な場合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、応援の要請を行う。

(2) 医療救護活動

県、医師会、島根県看護協会及び日本赤十字社島根県支部と連携を図り、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

4 消火活動.....【消防本部】

(1) 消防本部の体制

消防本部は消火活動の必要がある場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

(2) 他の消防本部に対する応援要請

- 単独の消防力で火災の防御が困難な場合には、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。
- 火災に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求めるよう知事に要請する。

5 交通規制の実施.....【防災危機管理課、道路課、各支所】

交通渋滞の発生による救急・救助、消火活動等の支障を防ぐため、次の点に留意し迅速かつ適切に交通規制を実施する。

- ア 道路管理者と警察機関の相互連絡の徹底
- イ 迂回路等の設定
- ウ 規制の標識等の明示
- エ 規制の広報・周知
- オ 規制の解除時における連絡

6 緊急輸送手段の確保.....【建設総務課、道路課】

次の点に留意し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施する。

- ア 輸送車両の確保順位（応急対策実施機関所有の車両、公共的団体の車両等を優先して確保）
- イ 車両に不足を生ずるときの、県トラック協会等への応援要請
- ウ 車両、船舶等の調達を要請するときの明示事項（物資の品名、数量、重量、区間、日時等）

7 避難受け入れ活動.....【防災危機管理課、健康福祉総務課、教育総務課、学校管理課、生涯学習課、スポーツ振興課、スポーツ施設課、各支所ほか施設所管課】

松江警察署と連携し、次の点に留意して地域住民に対し避難指示等の発令及び避難誘導を行う。

- 避難先は、火災現場から風上、風横にある施設等とする。
- 避難は、火災現場の風下に位置する住民（特に要配慮者）を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。
- 消防団員、市職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。
- 要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

8 災害広報等.....【防災危機管理課、広報課、消防本部】

(1) 情報通信活動

ア 各種情報の収集・整理

- 情報収集系統に混乱が生じないよう配慮のうえ、各種情報を収集・整理する。
- 発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

- 災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。
- 情報の公表及び広報活動の際には、関係機関相互間において相互に連絡をとり実施する。

(2) 関係者等からの問合せに対する対応

報道機関からの問合せの集中に備え、広報課での対応のほか、各部門の広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第4節 災害復旧・復興

【建設総務課、道路課ほか関係機関等】

- 県及び関係機関と連携し、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。
- ライフライン関係機関及び交通輸送関係機関等は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第 8 章

林野火災対策計画

第1節 災害予防

近年、森林レクリエーション等で山林に入る人が多くなり、たき火の不始末・飛び火、たばこの投げ捨て等による出火の危険性が高まっている。このため火災による広範囲にわたる林野の焼失等による被害を防止又は軽減し、復旧を図るために以下の対策を推進する。

1 林野火災に強い地域づくり……………【農林基盤整備課、道路課、都市政策課、消防本部】

(1) 林野火災に強い森林の造成

- 森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、溪流沿い等において、消火活動の円滑な実施のための防火林道、及び耐火性のある樹種を植栽し、防火林帯の整備を検討する。
- 下刈の励行、除伐・間伐を行うことにより林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。

(2) 消防水利の整備

- 消防水利に役立つと考えられる森林内の調整池、水源地域整備事業に係るダム等の把握に努める。
- 防火水槽、ドラム缶等の簡易防火水槽、貯水槽の整備及び海水、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用等により、消防水利の多様化及び適正配置に努める。

(3) 防火線等の設置

- 火災の延焼拡大を防ぐため必要に応じ防火線の配置を推進する。配置に当たっては、地形や風の条件、過去の火災の記録等から最大限の効果が得られるよう慎重に決定する。
- 森林内の歩道・自動車道の存在は、焼け止まりや火勢を衰えさせる効果があり、防火線等の機能も備えているため、消火活動の交通路・拠点として重要である。県及び関係機関と協力してこれらの状況を把握し、新設路線の選定に際しては防火面にも配慮し行う。
- 消防車両が進入できる林道の整備を推進するとともに、消防本部は、森林内で消防車両が通行できる道路を把握しておく。

(4) 住宅地開発における指導

- 林地開発による宅地造成においては、林野と住宅が近接（概ね10m未満）し相互の延焼危険性が高くなるよう、間に道路等の防火帯を設置する等計画段階から必要な指導を行う。
- 必要な場合には、消防車両等のため、幹線道路と2方向でつながり車両の相互通行が可能な幅員の道路の設置指導を検討する。

2 災害応急・復旧体制の整備……………【防災危機管理課、農林基盤整備課、道路課、消防本部】

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

- 住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底するとともに、山間部にも警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線、屋内告知端末、サイレン等の伝達手段を整備する。
- 火災の発見から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達等、林野火災に対応した県総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。
- 県総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等のヘリテレ映像による被害情報等を関係機関が共有できるよう、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。
- 関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。
- 無線通信システム、防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を推進するとともに、特に山間部における災害時の無線通信手段の確保に努める。

(2) 災害応急活動体制の整備

- 林野火災が住宅に延焼するおそれのある場合等、迅速な対応ができるよう必要な体制を整備する。
- 林野火災に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

(3) 救急・救助及び医療救護活動体制の整備

ア 救急・救助活動

必要な救急車等の車両、ヘリコプター、林野火災に対応した救急救助用資機材等を検証し、整備を推進する。

イ 医療救護活動

- 医師会、島根県看護協会、医療機関、日本赤十字社、消防本部等との連携を強化し、関係機関相互の連絡体制の整備に努める。
- 医療用資器材及び医薬品等を整備するとともに、災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

(4) 消火活動体制の整備

ア 空中消火体制

- 空中消火体制については、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱が定められている。県、警察及び消防本部、必要に応じて、県防災航空隊及び自衛隊は迅速かつ効果的な空中消火を行うため、連携してヘリコプターによる空中消火体制をとるが、より積極的に推進するため、ヘリコプター、広域航空応援体制、ヘリポート・補給基地等の活動拠点及び空中消火用資機材の整備に努める。
- 効果的な消火活動の実施のためには、空中消火隊と地上消火隊の緊密な連携が不可欠であるため、訓練等を通じて連携を確保しておく。

イ 自主防災組織等との連携

消防団、住民、自治会・町内会、自主防災組織等との災害時の連携体制について、平時から体制の強化を図る。特に、火災の通報や家屋への予備注水等の初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう配慮する。

ウ 資機材の整備

消防本部は、水利に限られる山間部での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両、林野内への送水や放水を可能にする軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置・送水装置、林野火災用工作機器（チェーンソー、ブッシュカッター等）等の消火活動に必要な資機材のほか、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を推進する。

エ 林野火災防御図の作成

林野火災の発生しやすい地域について、地形、林況、消防車両通行可能道路、建物、消防利水、ヘリポート用地の位置等を記入した林野火災防御図をあらかじめ作成しておき、火災発生時に消防本部等が火災状況を正確に把握し、防御戦術の決定や効果的な部隊の運用を図れるようにする。

オ 残火処理体制

大規模林野火災においては、消防本部は、広範な焼損区域を人海戦術により残火箇所の発見に努め適切に対処する必要があり、空中からの熱源探査等の活用並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。

カ 広域応援体制の整備

林野火災は隣接県の市町村に及ぶ可能性があるため、隣接県の市町村等とも協議し、林野火災発生時の広域応援体制を整備する。

(5) 避難受け入れ活動体制の整備

ア 避難誘導體制の整備

- 避難路を確保し、日頃から住民への周知に努める。
- 県警察本部等と連携し、避難計画の策定と避難体制の整備を行う。
- 策定した避難計画の内容を事前に住民へ周知するとともに、避難行動要支援者の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施等の避難対策を実施する。

イ 指定避難所の指定

法令に基づく指定避難所を指定し、住民への周知徹底を図る。

- あらかじめ管理者の同意を得ておく。
- 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設とする。
- 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとする。
- 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものとする。

(6) 二次災害の防止活動

- 林野火災後の二次災害防止のための応急復旧事業等について、組織、マニュアル等の整備を図る。
- 流域の荒廃、その後の降雨等による土砂災害の危険について、危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策について検討する。

3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等……………【農林基盤整備課、消防本部】

(1) 事前点検及び警戒巡視の実施

- 森林組合等と連携し、過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林等林野火災が発生しやすい区域を把握する。
- 火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。
- 乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表し、住民等に対する注意喚起をするとともに、森林保全巡視員を設置し、林野火災多発期、火災警報発表時等において、それらの森林等に対する巡視、パトロールを実施し、火災の未然防止、早期発見に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する市民の防災意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施する。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。

(3) 防災訓練

- 県及び林業関係団体等関係機関が相互に連携し行う、林野火災を想定した防災訓練の実施にあたり、円滑に実施されるよう配慮し協力を行う。
- 消防本部は、様々な状況を想定し広域応援も視野に入れた実践的な林野火災消防訓練を実施する。

第2節 災害応急対策

林野火災の発生に際して、迅速に消火を実施し、被害の拡大を防ぐために必要な対策を実施する。

1 災害情報の収集・伝達……………【防災危機管理課、政策企画課、消防本部】

(1) 情報の収集・連絡体制の確立

市及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。なお、消防庁、環境省及び林野庁への連絡は県が行う。

ア 総務省消防庁への報告

林野火災のうち、次のものについては、火災・災害等即報要領に基づき県が即報を行うため、県に対して災害情報を迅速に報告する。なお、休日・夜間等に林野火災が発生した場合においても、必要な体制を確保し、迅速な情報収集・連絡に努める。

- 焼損面積 10ha 以上と推定されるもの
- 空中消火を要請したもの
- 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの（災害対策本部が設置された等）

イ 環境省、林野庁への報告等

林野火災が自然公園内で発生する等、県内の自然公園に火災の被害が及び、又はそのおそれのある場合においては、県の行う情報収集活動が円滑に実施されるよう配慮し、必要な協力を行う。特に、国立公園、国定公園については、環境省自然保護局、国立公園管理官事務所等と連携をとり、自然環境への影響や対策の実施状況等必要とされる情報の収集・連絡、環境省の現地調査の調整等必要な措置を実施する。

(2) 航空機、ヘリコプター等による情報収集

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターのテレビ電送システム等を活用して被害情報等を収集する。

2 災害応急活動体制の確立……………【防災危機管理課、政策企画課、消防本部】

(1) 市の活動体制の確立

- 迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策本部の設置等必要な体制を速やかに確立する。
- 災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報を行う。

(2) 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

被害が甚大であり、市や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合には、県及び他の市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

被害が甚大であり、相互応援協定等に基づく県及び他市町村等の応援によっても対処することが困難と予想される場合（空中消火活動を行う場合等）には、自衛隊の災害派遣を県に対し要請する。

3 救急・救助及び医療救護活動.....【消防本部、市立病院】

(1) 救急・救助活動

- 県及び県警察本部等と連携し、迅速に体制を確立し、救急・救助活動を実施する。
- 所轄する組織で救急・救助活動の実施が困難な場合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、応援の要請を行う。

(2) 医療救護活動

県、医師会、島根県看護協会及び日本赤十字社島根県支部と連携を図り、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

4 消火活動.....【消防本部、各支所】

火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。

(1) 自主防災組織等との連携

- 消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うが、住民、自治会・町内会、自主防災組織等においても、発災後の初期段階において自発的に初期消火活動を行い、消防本部に協力することが求められる場合があり、市、消防本部等はそのため連絡調整に努める。
- 住民、自治会・町内会、自主防災組織等の消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。また、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。

(2) 他の消防本部に対する応援要請

- 単独の消防力で火災の防御が困難な場合には、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。
- 火災に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求めるよう知事に要請する。

5 交通規制の実施.....【防災危機管理課、道路課、各支所】

交通渋滞の発生による救急・救助、消火活動等の支障を防ぐため、次の点に留意し迅速かつ適切に交通規制を実施する。

- ア 道路管理者と警察機関の相互連絡の徹底
- イ 迂回路等の設定
- ウ 規制の標識等の明示
- エ 規制の広報・周知
- オ 規制の解除時における連絡

6 緊急輸送手段の確保.....【建設総務課、道路課】

次の点に留意し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施する。

- ア 輸送車両の確保順位（応急対策実施機関所有の車両、公共的団体の車両等を優先して確保）

- イ 車両に不足を生ずるときの、県トラック協会等への応援要請
- ウ 車両、船舶等の調達を要請するときの明示事項（物資の品名、数量、重量、区間、日時等）

7 避難受け入れ活動……………【防災危機管理課、健康福祉総務課、教育総務課、学校管理課、生涯学習課、スポーツ振興課、スポーツ施設課、各支所ほか施設所管課】

松江警察署と連携し、次の点に留意して地域住民に対し避難指示等の発令及び避難誘導を行う。

- 避難先は、火災現場から風上、風横にある施設等とする。
- 避難は、火災現場の風下に位置する住民（特に要配慮者）を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。
- 消防団員、市職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。
- 要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

8 災害広報等……………【防災危機管理課、広報課、消防本部】

(1) 情報通信活動

ア 各種情報の収集・整理

- 情報収集システムに混乱が生じないよう配慮のうえ、各種情報を収集・整理する。
- 発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

- 災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。
- 情報の公表及び広報活動の際には、関係機関相互間において相互に連絡をとり実施する。

(2) 関係者等からの問合せに対する対応

報道機関からの問合せの集中に備え、広報課での対応のほか、各部門の広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

9 二次災害の防止活動等……………【農林基盤整備課】

(1) 治山事業等

- 降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。
- 林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意し、治山事業等二次災害の防止に努め、県の行う応急・復旧措置が円滑に実施されるよう配慮し協力する。

(2) 自然環境等への対応

林野火災による被害が国立公園、国定公園等の自然環境に及んだ場合、県（防災部消防総務課、農林水産部）は、環境省、林野庁等と連携をとり、影響を最小限に止めるために必要な応急・復旧措置を講じることとなっているため、県の行う応急・復旧措置が円滑に実施されるよう配慮し協力する。

第3節 災害復旧

【農林基盤整備課、建設総務課、道路課ほか関係機関等】

県及び関係機関と連携し、あらかじめ定めてある物資、資財の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を実施又は支援するとともに、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。



This page intentionally left blank

第9章

鉄道災害対策計画

第1節 災害予防

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者等が発生する等の鉄道災害に対して、被害の発生又はその拡大を防止する対策を推進する。

1 鉄道交通の安全確保……………【防災危機管理課、建設総務課、道路課】

鉄道事業者と協議し、必要に応じ次の対策を実施する。

- 鉄道施設の重要な地域における土砂災害対策。
- 踏切道の改良（立体交差化、構造の改良、交通規制の実施、統廃合の促進等）

2 災害応急・復旧体制の整備……………【防災危機管理課、建設総務課、道路課、消防本部】

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

- 鉄道災害が発生した場合の情報収集・連絡体制について検証し、必要に応じ、県、鉄道事業者等との間で連携を図り、夜間、休日等も考慮した体制の整備を図る。
- 県総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等のヘリテレ映像による被害情報等を関係機関が共有できるよう、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。
- 各種通信体制について、多様な整備を進め、災害時の通信手段の確保に努める。
- 鉄道事業者及び関係機関等と連携し、平時において通信訓練等を行う等、災害時の通信手段確保のための対策を推進する。

(2) 災害応急活動体制の整備

ア 職員の体制

- 事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制等について検討する。
- 鉄道災害に対応した応急活動マニュアル等の整備について検討する。

イ 防災関係機関の連携体制

鉄道災害に対しては、各事業者がそれぞれの防災体制をとっており、事業者により体制が異なっている。災害発生時には、各関係機関相互の連携体制が必要であるため、鉄道事業者、県、その他の防災関係機関相互間において、災害時の応急活動・復旧活動に関し、連携体制の強化に努める。

(3) 救急・救助、医療救護及び消火活動体制の整備

ア 救急・救助活動

必要な救急車等の車両、ヘリコプターや鉄道災害を想定した救急救助用資機材等を検証し、整備を推進する。

イ 医療救護活動

- 医師会、島根県看護協会、医療機関、日本赤十字社、消防本部等との連携を強化し、関係機関相互の連絡体制の整備に努める。
- 医療用資器材及び医薬品等を整備するとともに、災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

ウ 消火活動

消防本部相互及び鉄道事業者との間で、鉄道災害時の連携体制の強化を図る。

(4) 緊急輸送活動体制の整備

ア 交通誘導體制

県警察本部は、鉄道災害時の交通規制を円滑に行うため、交通誘導等に関し（社）島根県警備業協会と協定を締結しているため、各種訓練等を実施し、協定の実効性を高めるよう努める。

イ 広報体制

県警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合における車両の運転者の義務について広報活動を適宜行っているため、あらかじめそれらを広く周知する体制を検討する。

3 防災訓練の実施.....【防災危機管理課】

鉄道事業者の参加する防災訓練が県により実施される場合は、円滑に実施されるよう配慮し協力を行う。

第2節 災害応急対策

鉄道における列車の衝突により多数の死傷者が発生する等の災害が発生した場合、被災者の救出や被害の拡大を防止するために以下の対策を実施する。

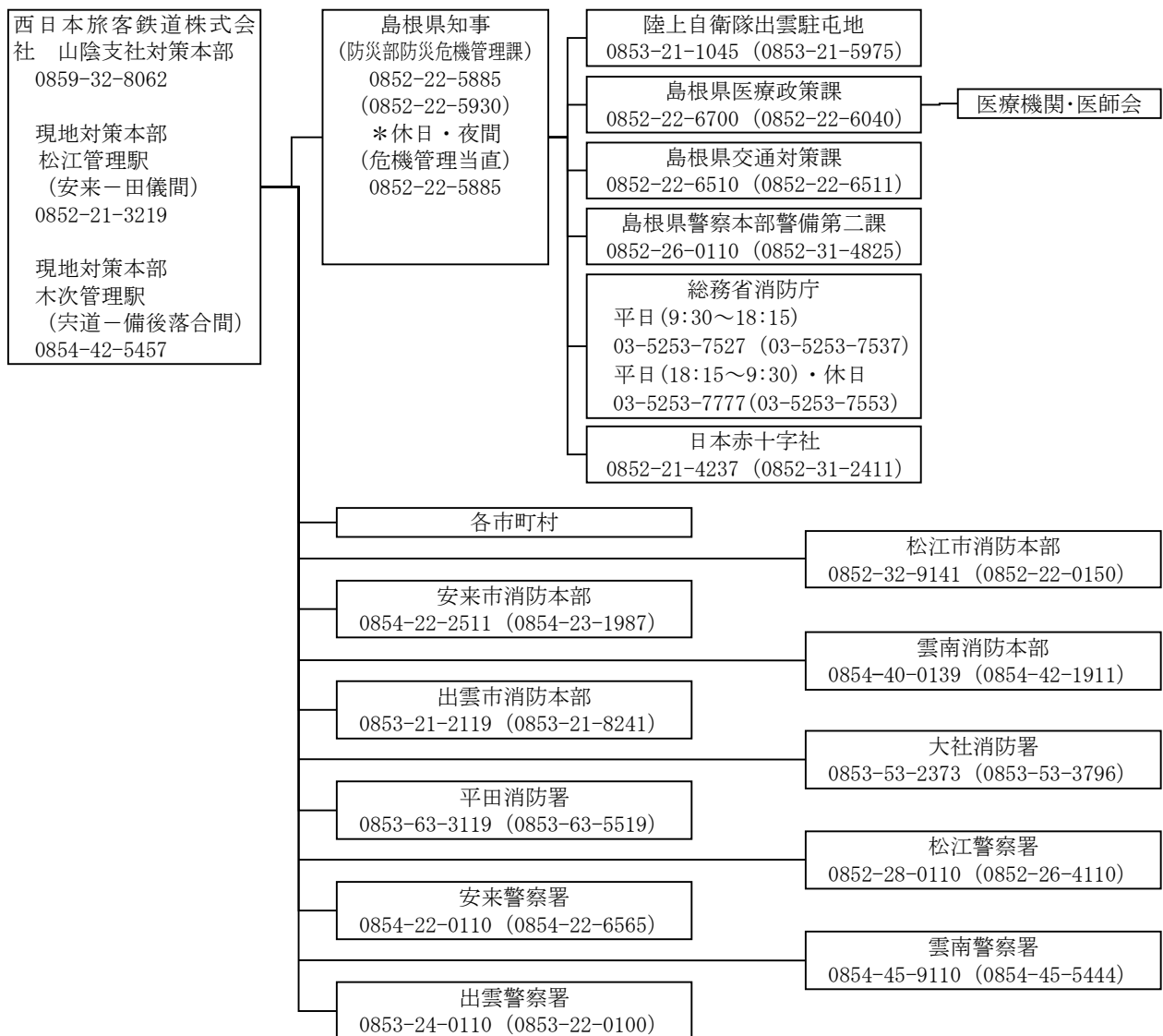
1 災害情報の収集・伝達.....【防災危機管理課、交通政策課】

(1) 事故情報等の収集・伝達

大規模な鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに国土交通省に連絡し、国土交通省は、官邸、関係省庁、関係都道府県及び関係指定公共機関に事故情報等の連絡を行う。西日本旅客鉄道株式会社及び一畑電車株式会社における情報等の収集・伝達系統図は次のとおり。

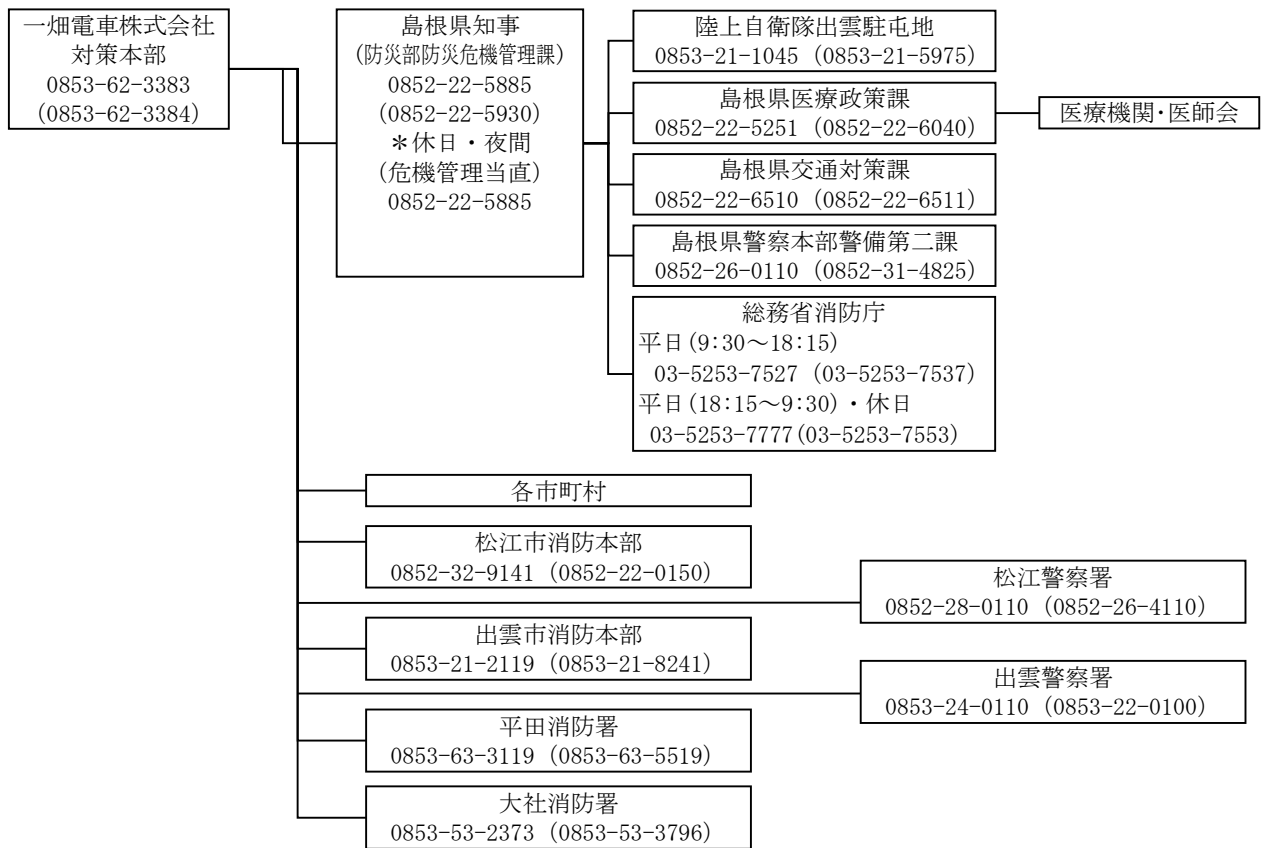
(資料：島根県地域防災計画)

ア 西日本旅客鉄道株式会社ルート



* 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号(カッコ内)を明記
* 本市域において災害が発生した場合の関係連絡先のみ抜粋

イ 一畑電車株式会社ルート



* 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

(2) 被害情報等の収集・伝達

鉄道事業者は、国土交通省へ被害状況を連絡する。消防庁ほか関係省庁等への報告は県が行うため、県の行う情報把握活動が円滑に実施されるよう配慮し、協力する。

(3) 航空機、ヘリコプター等による情報収集

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターのテレビ電送システム等を活用して被害情報等を収集する。

2 災害応急活動体制の確立..... 【防災危機管理課】

(1) 市の活動体制の確立

- 迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策本部の設置等必要な体制を速やかに確立する。
- 災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報を行う。

(2) 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

被害が甚大であり、市や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合には、県及び他の市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

3 救急・救助、医療救護及び消火活動..... 【消防本部、市立病院】

(1) 救急・救助活動

- 鉄道事業者及び県警察本部等と連携し、迅速に体制を確立し、救急・救助活動を実施する。
- 所轄する組織で救急・救助活動の実施が困難な場合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、応援の要請を行う。

(2) 医療救護活動

県及び医師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部と連携を図り、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

(3) 消火活動

ア 鉄道事業者の体制

事故災害発生直後における初期消火活動を行い、消防本部に協力する。

イ 消防本部の体制

消火活動の必要が生じた場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

ウ 他の消防本部に対する応援要請

- 単独の消防力で火災の防御が困難な場合には、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。
- 火災に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求めるよう知事に要請する。

4 交通規制の実施……………【防災危機管理課、道路課、各支所】

交通渋滞の発生による救急・救助、消火活動等の支障を防ぐため、次の点に留意し迅速かつ適切に交通規制を実施する。

- ア 道路管理者と警察機関の相互連絡の徹底
- イ 迂回路等の設定
- ウ 規制の標識等の明示
- エ 規制の広報・周知
- オ 規制の解除時における連絡

5 災害広報等……………【防災危機管理課、広報課、消防本部】

(1) 情報通信活動

ア 各種情報の収集・整理

- 情報収集システムに混乱が生じないよう配慮のうえ、各種情報を収集・整理する。
- 発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

- 災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。
- 情報の公表及び広報活動の際には、関係機関相互間において相互に連絡をとり実施する。

(2) 関係者等からの問合せに対する対応

報道機関からの問合せの集中に備え、広報課での対応のほか、各部門の広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

【西日本旅客鉄道株式会社、一畑電車株式会社】

- 鉄道施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画により、迅速かつ円滑に被災した被災施設及び車両の復旧を実施する。
- 復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、必要に応じ改良復旧等を行う。

第 10 章

雪害対策計画

第1節 災害予防

本市においては、昭和38年1月や平成22年12月～23年1月に大規模な雪害が発生しているが、雪に対する備えが市民において不十分であり、豪雪時には都市機能の阻害、交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の発生が予想される。このため、以下の予防対策を実施する。

1 冬季対策の充実強化……………【防災危機管理課ほか冬季対策会議関係各課】

本市は、豪雪地帯と比べて雪害に対する対策基盤が脆弱であり、また、雪害に対する市民意識もそれほど高くないため、大規模な雪害に至らない程度の降雪が発生した場合であっても、市民生活に及ぼす影響が大きい。このため、平素より雪害への警戒防御を行い、被害の軽減と公共の安全、民心の安定を図る。なお、具体的な対策については、資料編「冬季における災害等対応実施基準」による。

→ **資料編** [資料1-7]冬季における災害等対応実施基準

(1) 冬季対策の対応目標

- 除雪体制の整備を含めた道路交通、公共交通機関の円滑な運行、凍結対応も含めたライフライン等の確保対策を重点的に実施する。
- 降雪時等の対応に関する事前広報、通学路の確保、凍結による転倒の防止対策、庁舎管理等の安全確保対策を実施する。
- 降雪時の交通の安全や家まわりの除雪等、住民自らが雪に対応していくことへの具体的な啓発的広報を積極的に実施する。

(2) 冬季対策会議の開催

当該年度における冬季対応・連携等体制の確認、問題点の改善、市民への周知内容決定等を行うため、冬季対策会議を開催する。対策会議の概要は次のとおり。

関係部局	防災危機管理課、交通政策課、農林基盤整備課、観光施設課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、リサイクル都市推進課、道路課、消防本部、教育総務課、学校教育課、生徒指導推進室、生涯学習課、各支所、上下水道局、ガス局*、交通局	
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の体制の確認 ・連絡、報告体制の徹底 ・事前広報内容の協議、決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季対応における留意事項等確認 ・関係各課による対応内容確認 ・その他必要な事項

*令和8年4月1日の市ガス事業民間譲渡に伴いガス局を廃止するため、それ以降は「ガス局」を削除

(3) 事前広報等の実施

冬季対策会議の決定を受け、降雪時対応に関する市民への情報提供を次のとおり行う。

実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・降雪時に実施する市の対策、注意事項（降雪、除雪作業、凍結による市民生活への影響等）、市民の理解と協力。 ・除雪、気象等についての情報提供。 ・その他必要な事項。 	
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館への文書による通知 ・広報紙による周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館長会、自治会連合会等への周知 ・その他必要な周知

2 雪害に強いまちづくり...【農林基盤整備課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、リサイクル都市推進課、道路課、交通政策課、公園緑地課、消防本部、教育総務課、学校管理課、各支所、上下水道局、交通局】

(1) 雪害に強いまちの形成

ア 雪崩危険箇所等の把握

雪崩の危険箇所については、県が、豪雪地帯特別措置法に基づく豪雪指定市町村を調査し、各所管により把握をしている。また、県は、平成8～9年度道路防災総点検により道路に係る雪崩危険箇所の調査を実施し、必要な箇所の施設整備を実施している。これら県の行う調査に加え、市域内の危険箇所の把握を進め、必要な対策を推進する。

イ 防雪施設の整備

県は、冬季における交通の確保のため、道路の指定路線においてスノーシェルター、スノーシェッド、消雪パイプ、雪崩防止柵、吹止め柵及び流雪溝の整備を図っている。また、鉄道関係においては、西日本旅客鉄道株式会社が指定区間において鉄道林、雪崩止め柵、流雪溝の雪害防備施設を設置している。また、雪崩危険箇所において主として集落保護を目的に雪崩防止施設の整備が行われている。市としては、これらの対策に加え、より一層の防雪施設の整備に努める。

ウ 孤立予想地区への対策の推進

積雪や雪崩等による孤立が予想される地区において、風水害、震災に準じた各種対策を推進する。

→ 資料編 [資料 1-9] 孤立予想地区(集落)及び衛星携帯電話配備状況

孤立予想地区(集落)名	
旧 市	東持田町(納蔵西、納蔵東)、坂本町(坂本上)、西忌部町(中組、空山)、東忌部町(槇山、大川端)
島 根 町	加賀(加賀別所)、多古(多古、沖泊)、野波(瀬崎)、野井(野井)
美 保 関 町	笠浦(笠浦)、諸喰(法田、諸喰)、雲津(雲津)、美保関(軽尾、才浦)
宍 道 町	上来待(小林、和名佐)
玉 湯 町	大谷(大谷5区、大谷6区、大谷7区)
八 雲 町	熊野(萱野、岩室、矢谷)、西岩坂(秋家、秋奥)、東岩坂(西奥、藤原)
東 出 雲 町	上意東(本谷奥組、本谷中組、畑)

(2) 除雪体制の整備

ア 道路除雪体制

- 積雪時における除雪については、道路交通の確保のため直営及び業者委託等の方法で実施しているが、豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、必要な資機材の備蓄及び除雪要員の確保を行うなど効率的・効果的な除雪に努める。
- 国・県・市の各道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画を作成する。

イ 除雪援助体制

- 地域の実情に応じて、町内会・自治会、自主防災組織、消防団等地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、市社会福祉協議会やボランティア団体など幅広く除雪の支援を求めることのできる体制の整備に努める。
- 高齢者世帯、身体障がい者世帯など、豪雪時に特に支援が必要な要配慮者支援対策として、平時から、住居等の状況の把握に努め、必要に応じて、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備を行う。

(3) 凍結防止対策

- 橋梁、日陰のカーブ又は勾配の急な場所等、特に凍結の起こりやすい箇所及び危険な箇所に、事前に凍結防止材を設置する。
- 半島部及び山間部の主要道路については、当該道路を走行する路線バスに凍結防止材を積込み、凍結が予想される場合に散布を行う等の措置を講じる。

(4) ライフライン施設等の機能の確保

市の管理する上下水道等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設、コンピューターシステム等について、雪害に対する安全性を検証し、必要な場合は安全確保のための措置を講じるとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(5) 雪害に対する建築物の安全性の確保

- 施設管理者は、駅等の不特定多数の者が利用する施設、学校、災害応急対策上重要な行政関連施設等の施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮する。
- 庁舎、災害拠点病院等の施設への、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

3 災害応急・復旧体制の整備……………【防災危機管理課、政策企画課、デジタル戦略課、スポーツ振興課、スポーツ施設課、商工企画課、農林基盤整備課、健康福祉総務課、健康推進課、こども家庭支援課、保健衛生課、交通政策課、住宅政策課、建築審査課、道路課、公共建築課、消防本部、教育総務課、生涯学習課、市立病院、上下水道局ほか関係各課】

(1) 災害発生直前の体制整備

ア 警戒・避難体制の整備

雪崩危険箇所を監視する体制の整備を推進するとともに、雪崩が発生する危険のある場合等の避難指示等や気象警報・特別警報等を住民等に伝達する体制について検証し、必要な措置を講じる。

イ 住民の避難誘導體制の整備

積雪、融雪等に配慮した避難先・避難路の指定、住民への周知、避難計画の策定、要配慮者の避難誘導體制の整備及び避難訓練の実施等避難誘導活動のための対策を実施する。特に、要配慮者等に対しては、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平時より情報の把握・共有を行い、避難誘導體制の整備を図る。

(2) 災害発生直後の情報収集・伝達体制の整備

ア 夜間・休日等における体制の整備

関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも迅速かつ確実に対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 画像情報の収集・連絡システムの整備

県総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等のヘリテレ映像による被害情報等を関係機関が共有できるよう、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。

ウ 通信体制の整備

- 各種通信体制について、多様な整備を進め、災害時の通信手段の確保に努める。
- 無線設備の点検を実施し、平時において連携して通信訓練等を行う等、災害時の通信手段確保のための対策を推進する。

(3) 災害応急活動体制の整備

ア 職員の体制

- 事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制について検討する。
- 雪害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する。

イ 防災関係機関相互の連携体制

- 締結済みの協定内容を検証し、雪害時の孤立地区対策として、特に食料、飲料水、燃料等生活必需品、医薬品、血液製剤及び所用の資機材の調達等に関して、より一層の応援体制の充実に努める。
- 防災関係機関及び民間企業等に対しても、必要な協定の締結を進め、応急活動及び復旧活動において、幅広く相互応援を図ることができるような体制の構築を検討する。

(4) 救急・救助及び医療救護活動体制の整備

ア 救急・救助活動

必要な救急車等の車両、ヘリコプターや雪害を想定した救急救助用資機材等を検証し、整備を推進する。

イ 医療救護活動

- 医師会、島根県看護協会、医療機関、日本赤十字社、消防本部等との連携を強化し、関係機関相互の連絡体制の整備に努める。
- 医療用資器材及び医薬品等を整備するとともに、災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

- 松江警察署と連携を図り、多重化、代替性を考慮した交通対策を検討する。
- 雪害時における孤立予想地区に連絡するアクセス道路において、除雪体制の整備等必要な交通路を確保するための対策を講じる。

(6) 避難受け入れ活動体制の整備

ア 避難・受け入れ活動

(ア) 指定避難所の指定

法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

- あらかじめ管理者の同意を得ておく。
- 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。
- 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
- 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。
- 学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- 避難所としての機能は応急的であることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(イ) 指定避難所の整備

指定避難所となる施設には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の

機器の整備を図る。

なお、電気・ガス等の供給停止に備えて燃料の確保及び補助暖房設備を検討しておく。

(ウ) 指定避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食糧、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、孤立予想地区の指定避難所には、特に一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

イ 応急仮設住宅

- 雪崩災害の危険を配慮した用地選定、資材の供給体制等の整備を図る。
- 災害時に被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制を整備する。
- 災害時の民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その取扱い等についてあらかじめ定めておく。

(7) 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備

都市機能の阻害、交通の途絶による集落の孤立が発生した場合に、交通が途絶している中での輸送体制や物資一時集積場所の積雪対策等を考慮した備蓄・調達体制の整備を検討する。

(8) 施設、設備の応急復旧活動関係

市の所管する施設のうち、特にライフライン施設については、事前の被害状況の予測・把握及び緊急時の応急復旧体制についてあらかじめ検討を行う。

4 防災知識の普及・啓発及び防災訓練……………【防災危機管理課、農林基盤整備課、道路課】

(1) 防災知識の普及・啓発

ア 雪崩の危険に関する普及・啓発

- 住民に対し、土砂災害等予防のための知識、雪崩等に関する早期避難等の普及啓発を行う。
- 雪崩危険箇所について、住民への周知を図る。

イ 自主的な除雪活動等の普及

町内会・自治会等による自主的な除雪の普及対策について検討するとともに、併せて除排雪に伴う事故（雪下ろし中の転落事故等）や屋根雪の落下等による人身事故の防止等の注意喚起を図る。

ウ 大雪降雪予測時の行動に関する普及・啓発

集中的な大雪が予測される場合は、計画的・予防的な通行規制や、不要不急の道路利用を控えることが重要であることについて、住民への周知に努める。

(2) 防災訓練

雪害や積雪期の災害を想定して行われる県の総合防災訓練について、円滑に実施されるよう配慮し協力を行う。

(3) 防災訓練の事後評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集する等の方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討を行う。

第2節 災害応急対策

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の予防、被害軽減のため、関係機関は相互に連携し、住民と一体となった総合的な対策を講じる。

また、雪害については、気象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、情報伝達や適切な避難誘導等の災害発生直前の対策が重要になる。雪害は、雪が降っている時（風雪害、着雪害）、降り積もった後（積雪害、雪圧害、雪崩）、融ける時（融雪害）とさまざまな場合に発生するので、それぞれの特性に応じた対策が必要になる。

1 災害発生直前の対策……………【防災危機管理課、農林基盤整備課、観光施設課、市民生活相談課、健康福祉総務課、道路課、各支所ほか関係各課】

(1) 降雪時の対応

気象予警報、降雪、凍結等により、各課において対応が必要と判断される場合は、担当課長の判断、指示により活動を行う。なお、実施した内容については、速やかに防災危機管理課に報告を行う。

(2) 雪害に関する特別警報、警報及び注意報等の伝達

県及び気象台からの雪害に関する警報、注意報及び気象情報等について、関係機関等へ迅速に伝達する。また、特別警報については、住民に対して直ちに伝達する。

(3) 雪崩に対する警戒・監視

- 県と連携し雪崩に対する警戒・監視体制を速やかに確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は雪庇落とし、人工雪崩等の応急措置を講じる。
- 危険箇所を住民等に周知するとともに、必要な場合は避難指示等を行う。

(4) 住民に対する避難誘導等

事前避難が必要と判断される場合、住民に対する避難指示等を行い適切な避難誘導を行う。

2 災害情報の収集・伝達……………【防災危機管理課、政策企画課、交通政策課、消防本部】

(1) 被害情報の収集・伝達及び被害規模の早期把握

- 災害の発生直後において、人的被害の状況、建築物の被害情報等を収集し、県総合防災情報システム等により県に連絡する。
- 人的被害のうち行方不明者数については、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努め、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該市町村又は県（外国人のうちの旅行者等の住民登録対象外の者については外務省）に連絡する。

(2) 交通情報の伝達

県が県総合防災情報システムを活用して行う雪害による交通情報の提供について、円滑に実施されるよう必要な協力を行う。

(3) 航空機・ヘリコプター等による情報収集

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテ

レビ電送システム等を活用して被害状況等を収集する。

3 災害応急活動体制の確立.....【防災危機管理課、政策企画課、消防本部】

(1) 市の活動体制の確立

災害の状況に応じて、職員の非常参集、情報連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な措置を講じる。なお、被害の規模により災害対策本部の設置には至らないが応急対策が必要な場合等については、風水害に準じ必要な体制をとる。体制の基準は次のとおり。

注意体制	本市を含む地域に気象業務法に基づく大雪等に関する警報、注意報及び気象情報が発表され、災害に備え体制をとることが必要と判断される場合（市街地の降雪量が10cm程度を超える予報がされるとき等*）。
準備体制	本市を含む地域に気象業務法に基づく大雪等に関する警報、注意報及び気象情報が発表され、小規模の災害が発生又は災害の発生が予想されるも事態の発生まで時間的余裕がある場合（市街地の積雪量が15cm程度を超える予報がされるとき等*）。
警戒体制	本市を含む地域に気象業務法に基づく大雪等に関する警報、注意報及び気象情報が発表され、実際に災害が発生又はそのおそれがある場合（市街地の積雪量が25cm程度を超える予報がされるとき等*）。
災害体制	市街地の積雪量が25cm程度を超え、かつそれ以上の積雪が予想される等の状態で、相当規模の災害が発生するおそれがあり対策を要するとき、又は災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要する場合。

*積雪量は必要な措置を講ずる目安であり、低温による凍結被害時等においてはこの限りではない。

(2) 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

被害が甚大であり、市や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合には、県及び他の市町村、消防本部に応援要請を行い、国等とも連携して広域的な応援体制を迅速に確立し、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

被害が甚大であり、相互応援協定等に基づく県及び他市町村等の応援によっても対処することが困難と予想される場合には、自衛隊の災害派遣を県に対し要請する。

4 除雪の実施と雪崩災害の防止活動.....【防災危機管理課、農林基盤整備課、道路課、各支所】

(1) 除雪

- 道路除雪において、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、あらかじめ定められたマニュアルにより、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。
- 除雪体制の円滑な運用に努め、必要に応じ住民の除雪を支援する。
- 住民への広報等により、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意するよう、市民へ広報する。

(2) 雪崩災害の防止

- 県と連携し迅速に活動体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人工雪崩等の応急措置を講じる。
- 避難指示等の必要を認めた場合は、危険箇所の住民等に対し必要な措置を講じる。

5 救急・救助、医療救護活動.....【道路課、消防本部、市立病院】

(1) 救急・救助活動

- 県及び県警察本部等と連携し、迅速に体制を確立し、救急・救助活動を実施する。
- 所轄する組織で救急・救助活動の実施が困難な場合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、応援の要請を行う。
- 道路管理者は関係機関と連携して、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

(2) 医療救護活動

県及び消防本部、DMA T 指定医療機関、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部と連携を図り、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、DMA T 及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

6 交通確保・緊急輸送活動.....【防災危機管理課、道路課、各支所ほか施設所管課】

- 救援体制及び緊急輸送を確保するために県及び県警察本部が行う一般車両の交通規制の実施にあたり、必要な協力を行う。
- 被害の状況、緊急度及び重要度を考慮し、除雪、交通規制、応急復旧及び輸送活動を行う。
- ライフライン施設復旧に必要な道路の除雪について、関係機関が相互に連携し状況に応じた対応を迅速に実施する。
- 道路、港湾・漁港、航空機関、鉄道交通及び広域輸送拠点等を確保するため、各施設の管理者等は必要な連絡をとりながら連携して、除雪、障害物の除去、応急復旧等の必要な措置を実施する。

7 避難受け入れ活動.....【防災危機管理課、健康福祉総務課、教育総務課、学校管理課、生涯学習課、スポーツ振興課、スポーツ施設課、各支所ほか施設所管課】

- 地域住民の避難指示等の発令及び避難誘導の実施に当たっては、県警察本部及び消防団等と連携し、雪崩災害等の危険及び孤立地区の対策を考慮のうえ避難先所及び避難路を選定するとともに、除雪等により避難路の確保を図る。
- 避難住民を受け入れる指定避難所の指定及び応急仮設住宅の設置に当たっては、雪崩災害の危険、積雪期の気候、要配慮者等について配慮する。

8 災害広報等.....【防災危機管理課、広報課、消防本部】

(1) 情報通信活動

ア 各種情報の収集・整理

- 情報収集系統に混乱が生じないよう配慮のうえ、各種情報を収集・整理する。
- 発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

- 災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

- 情報の公表及び広報活動の際には、関係機関相互間において相互に連絡をとり実施する。

(2) 関係者等からの問合せに対する対応

報道機関からの問合せの集中に備え、広報課での対応のほか、各部門の広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧・復興

1 被災施設の復旧等.....【道路課ほか関係機関等】

- 県及び関係機関と連携し、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。
- ライフライン関係機関及び交通輸送関係機関等は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

2 被災者の生活再建等の支援.....【生活福祉課、住宅政策課】

雪害発生時に多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困難や破綻等が生じることをふまえて、県及び防災関係機関等と協力し、生活再建等の支援を行う。

第 1 1 章

ライフライン災害対策計画

第1節 災害予防

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設における断線・破損等の被害は、ネットワーク全体の機能の復旧に長時間を要する場合があります、応急対策活動や市民生活に与える影響が大きい。このため、被害の未然防止や被害を最小限に止めるための以下の対策を講じる。

1 関係施設の安全性の確保

(1) 電気施設.....【中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社】

ア 現況

本市には、島根原子力発電所のほか、送電線路、変電所、配電線路等の設備が整備されている。なお、本市は中国電力ネットワーク株式会社と、災害時における相互応援協定を締結している。

→ **資料編**[資料 4-(2)-21]災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い(中国電力ネットワーク株式会社)

イ 安全化対策

- 発電設備、送電設備等は、関連する法令、基準等を満たす設備となっているが、巡視・点検等を徹底し、被害の未然防止に努める。
- 専門知識の普及、印刷物の配布等を通じ、従業員の防災意識の高揚に努める。
- 年1回以上防災訓練を実施するとともに、市や県の実施する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 都市ガス施設.....【ガス局*】

*「ガス局」は令和8年4月1日に「松江エネルギー株式会社」に移行（詳細未定）

ア 現況

本市における都市ガス施設（ガス局）の現況は次のとおり。

資料：ガス局（令和7年10月1日現在）

事業所名	所在地	設備
松江市ガス局 LNG サテライト基地	平成町 182-42	LNG貯槽 150k・×2基、450k・×1基
		LPG貯槽 15t×2基
		天然ガス発生装置 2,400m ³ /h×4基
		LPGガス発生装置 150kg/h×4基
		ガスホルダー 中圧球型 3,000m ³ ・0.97MPa×1基
施設の状況		
ガス製造施設		1 ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。 2 原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備等の保安設備を設けている。
供給施設	ガスホルダー	1 ガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。 2 地震力を考慮した耐震構造となっている。

施設の状況		
供給施設	ガス導管	1 ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 2 材料には鋼管、ポリエチレン管を使用している。 3 溶接・機械的接合・融着接合を行っており、ネジ接続によるガス導管は順次計画的に入替を進めている。なお、低圧ガス導管については耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。 4 緊急遮断又は供給操作上の必要により、遮断弁を設置している。 5 事故処理のための緊急要員・車両及び緊急連絡体制を整えている。
通信設備		1 有線では災害時優先電話に加入している。 2 無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。
巡視・点検		1 ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。 2 災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検を行っている。
地震計の設置		橋北地区及び橋南地区に各々1箇所ずつ地震計を設置しており、ガスの供給を継続するか停止するか判断に利用する。
マイコンガスメーター		一般の消費先に設置されているガスメーターは感震機能が付加されており、地震発生時にガスを使用中、震度5相当以上の揺れを感知した場合、自動的にガスを遮断する。

イ 安全化対策

ガス局における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	製造設備	消防関係法令、ガス事業法に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。
	供給設備	1 大規模なガス漏洩・爆発を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係る導管事故防止措置等を行う。 2 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については一般火災に対しても耐火性を確保する。
防災教育 防災訓練	松江市ガス事業防災計画に基づいて訓練を行う。なお、必要により関係機関の実施指導を受ける。	

(3) LPガス施設.....【島根県LPガス協会、LPガス販売事業者】

ア 現況

本市におけるLPガス関係施設の現況は次のとおり。

資料：島根県地域防災計画（令和3年4月1日現在）

	LPガス貯蔵設備（タンク）	オートガススタンド	LPガス消費プラント
箇所数	5	4	3

イ 安全化対策

LPガス施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	<p>新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の事項の整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設備全般について、耐震性・安全性が確保できるよう整備を推進する。 2 容器は、風等によって転倒しないように堅固で水平な基礎のうえに設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。 3 感震機能付きマイコンメーター等の安全器具の普及に努める。
防災教育 防災訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成等ソフト面の充実を図る。 2 二次災害を防止するため、次のような啓発を行う（特に高齢者に配慮）。 <ul style="list-style-type: none"> ● 初期防災活動等について記した印刷物を配布する。 ● 災害時に異常を感じた場合は、販売事業者の点検を受けるよう指導する。 ● 災害時には火を消し、元栓・器具栓、容器のバルブを閉めるよう指導する。

(4) 上水道施設.....【上下水道局】

ア 現況

本市における上水道施設の現況は次のとおり。

資料：上下水道局（令和7年10月1日現在）

	水道事業名	主な事業区域	計画一日最大給水量（m ³ /日）
水道事業	松江市水道事業	旧市、鹿島町、玉湯町、東出雲町、島根町、美保関町、八雲町、八束町	70,200

資料：斐川宍道水道企業団（令和2年10月1日現在）

	水道事業名	主な事業区域	計画一日最大給水量（m ³ /日）
水道事業	斐川宍道水道企業団	宍道町（及び斐川町）	18,000*1

*1 斐川町における事業区域も含めた値。

イ 安全化対策

上水道施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	<ol style="list-style-type: none"> 1 取水、浄水、配水施設等水道施設の重要構造物について、安全性の診断等により老朽度及び構造を把握し、安全性の低い施設の補強、増強等を行う。 2 送水管・配水管は大きな被害を受けるため、特に経年化した管路については、ダクタイル鋳鉄管等に取り替えるとともに、継ぎ手は伸縮性のある離脱防止型に取り替える。 3 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備する。 4 給水装置や受水槽の安全化を、水道利用者の協力により推進する。 5 配水池の容量は12時間分の配水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。 6 避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。 7 水道の広域化を促し、施設全体の機能の向上を目指す。
防災教育 防災訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種研修会、講習会、有事を想定した模擬訓練等を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る 2 地震時の配備編成や各自の職務分担について周知徹底を図る。

具体的な施策については、「第一次松江市上下水道事業経営計画（平成30年度10月策定）」に基づき、取組んでいく。

(5) 下水道施設.....【上下水道局】

ア 現況

本市における下水道施設の現況は次のとおり。特に、地震被害としては管渠の折損並びに継ぎ手部の漏水が想定され、軟弱地盤地域における被害発生の危険性が高い。

資料：上下水道局（令和7年9月30日現在）

公共下水道施設

流域関連				
	整備区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	整備管渠延長 (km)	ポンプ場 (ヶ所)
旧市	3,406.6	125,181	706.8	6
玉湯町	251.4	7,150	67.0	—
八雲町	158.6	4,969	48.1	—
穴道町	391.7	7,540	127.5	—
東出雲町	421.0	14,859	111.4	—
計	4,629.3	159,699	1060.8	6
特定環境保全公共下水道				
地区名	整備区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	整備管渠延長 (km)	現有処理能力 (m ³ /日最大)
鹿島町恵曇	165.5	4,423	64.7	2,150
島根町佐波	4.1	107	2.0	80
美保関町千酌	13.1	386	4.0	340
美保関町七類	26.0	648	8.8	570
美保関町森山	13.6	517	8.9	310
八束町江島	17.1	663	6.6	284
八束町遅江	16.3	420	4.7	218
八束町馬渡	8.8	187	3.1	123
計	264.5	7,351	102.8	4,075

農業集落排水施設

	箇所数	処理区域人口 (人)	地区名
旧市	7	8,285	古江、長江、秋鹿、本庄、大井、生馬、大野
鹿島町	1	69	一矢
島根町	3	922	野波、大芦、加賀別所
美保関町	2	416	万原・下宇部尾、管浦
穴道町	2	333	弘長寺、鏡
八束町	4	2,272	入江、二子、寺津・亀尻、波入
東出雲町	1	410	意東
計	20	12,707	

漁業集落排水施設

	箇所数	処理区域人口 (人)	地区名
旧市	1	230	魚瀬
鹿島町	3	1,007	片匂、御津、手結
島根町	6	1,635	野井、大芦、沖泊、瀬崎、多古、加賀
美保関町	10	2,182	稲積・北浦、片江、美保関、笠浦、福浦、笹子、 惣津、雲津、諸喰、法田
計	20	5,054	

公設浄化槽

管理基数	水洗化人口 (人)	設置区域
911	2,175	旧市、鹿島町、美保関町、八雲町、玉湯町、島根町、 宍道町、八束町、東出雲町

イ 安全化対策

下水道施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の停電に備え、中継ポンプ場及び終末処理場に自家発電装置を備えるとともに、遠隔監視等管理体制の充実に努める。 2 定期的な整備、保守・点検を行う。 3 協定等に基づく相互応援体制を整備する。 4 災害時用の資機材を整備する。
防災教育 防災訓練	災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

具体的な施策については、「第一次松江市上下水道事業経営計画（平成30年度10月策定）」に基づき、取り組んでいく。

- (6) 電気通信施設.....【NTT西日本株式会社島根支店、NTTドコモビジネス株式会社、株式会社NTTドコモ中国支社島根支店、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社】

ア 現況

本市における電気通信施設の防災設備の現況は次のとおり。

NTT西日本株式会社 島根支店	電気通信設備等の高信頼化（耐水、耐震、耐火構造化）を進めている。
NTTドコモビジネス 株式会社	
株式会社NTTドコモ 中国支社島根支店	<ul style="list-style-type: none"> ● 防火扉、防火シャッター、防水扉等を設置している。 ● 建物内の電話交換機、電送・無線及び電力等の機器に対し、倒壊損傷等を防止するための補強措置と、消火設備の設置を行っている。 ● 交換設備、電力設備等の局内設備に耐震対策を実施している。 ● 重要通信設備の設置されているビル等へ自家用発電機、蓄電池、自家用発電機等を常備している。 ● 可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備するとともに、車両へ衛星携帯電話等を常備している。

KDDI株式会社	通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進めている。
ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 停電対策として、予備電源や非常用発電設備の設置を進めている。 ● 主要伝送路の冗長化等の対策を実施している。
楽天モバイル株式会社	<p>災害発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備についてその重要性等を鑑み防災設計を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行っている。 ● 暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行っている。 ● 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震または耐火構造化を行っている。

イ 安全化対策

現状の電気通信設備の更なる整備拡充を図るとともに、各事業者において、次に掲げる訓練を実施する。なお、県、市及び関係機関が実施する防災訓練にも積極的に参加する。

- (ア) 非常招集の訓練
- (イ) 災害予報及び警報等の伝達訓練
- (ウ) 災害時における通信疎通確保の訓練
- (エ) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- (オ) 消防及び水防の訓練
- (カ) 避難及び救助訓練
- (キ) 災害用伝言板サービス等の運営

2 災害情報の収集・伝達体制の整備..... 【防災危機管理課、デジタル戦略課、各支所】

- 災害によりライフラインに障害が発生した場合、状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて使用方法等について習熟を図る。
- 移動通信系の運用については、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を、定期的実施する。

3 災害応急活動体制の整備..... 【防災危機管理課、各支所、ガス局*、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】

* 令和8年4月1日の市ガス事業民間譲渡に伴いガス局を廃止するため、それ以降は「ガス局」を削除

- 災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備する。
- 必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

4 資機材の整備..... 【各支所、ガス局*、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】

* 令和8年4月1日の市ガス事業民間譲渡に伴いガス局を廃止するため、それ以降は「ガス局」を削除

- 災害に備え、平時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
- 資機材等の輸送計画を策定するとともに車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- 資機材等の数量を常に把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。



- 資機材等の規格の統一を推進するほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。
- 公共用地等の中から災害対策用資機材等の仮置場の候補地を選定し、災害時における借用確保の円滑化を図る。

5 防災知識の普及・啓発.....【各支所、ガス局*、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】
* 令和8年4月1日の市ガス事業民間譲渡に伴いガス局を廃止するため、それ以降は「ガス局」を削除

防災訓練や広報紙の活用等様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

第2節 災害応急対策

ライフライン施設は、災害による一部の機能停止が市民の日常生活及び社会、経済活動に大きな影響を与えるほか、災害直後の応急対策活動においても重要な役割を果たすため、県及び施設管理者と連携して、迅速な応急対策を実施する。

1 災害情報の収集・伝達……………【防災危機管理課、政策企画課】

関係各課・機関は相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報の収集・伝達を行い、互いにこれらの情報の共有化を行う。

2 応急活動体制の確立……………【防災危機管理課】

県及びライフライン施設管理者等と連携し、一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

3 応急措置の実施（仮復旧も含む）

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設の重要性に鑑み、市、県及びライフライン施設管理者は相互に連携し、ライフライン施設復旧に必要な道路の除雪、倒木・土砂等の除去作業について状況に応じた対応を迅速に実施する。

(1) 電気施設……………【中国電力ネットワーク株式会社】

災害発生時においては、中国電力ネットワーク株式会社の定める各マニュアルに基づき被害状況等の収集・把握を行い、所定の工法により早期全送を図る。復旧に当たっては、重要施設（病院、避難所等）及び被災者への生活電力の早期供給を行うための適切な工法を選定する。また、応援要請により最大限の要員・車両（工事力）を投入するとともに、公衆の安全対策・作業安全対策を徹底し二次災害の防止を図る。

ア 応急復旧

災害発生直後は被害規模及び被害状況の把握を最優先し、巡視へ優先的に要員を配置する。巡視は公共機関・社会的影響の大きい箇所から優先的に実施する。あらかじめ定めおく重要設備等については、被害状況の確認と各作業班の調整を行いながら当該区域・設備の復旧を行う。

なお、復旧作業に当たっては二次災害防止に留意し、高圧線全送電を最優先に実施する。

(7) 通報連絡

関係機関への通報連絡は、連絡箇所一覧表を活用し、各種の通信方法・経路を確保し迅速かつ的確に実施する。

(イ) 応急復旧用資機材の確保

- 災害復旧資機材等の在庫を常に把握し、調達を必要とする資機材は、他ネットワークセンター・応援ネットワークセンター・協力会社の在庫品の流用、本部の災害対策本部への要請等により確実に確保する。
- 行政機関との連絡を密にして道路状況の把握を行い、資機材の運搬方法・ルート等を検討し、適正な輸送手段の選定・確保により目的地までの輸送の迅速化を図る。
- 災害発生後、復旧資機材の設置場所が必要な場合は、関係機関等との協議により用地を確保

し早期送電に資する。

イ 拡大防止対策

(7) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等からの要請があった場合は、送電停止する等適切な危険予防措置を講ずる。

(イ) 災害時における広報

- 停電等における住民の社会不安除去のため、被害状況及び復旧予定に関する広報活動を行う。
- 電気事故（感電事故、漏電による出火）の防止を図るため、市民に対し以下の事項について広報を行う。
 - ① 垂れ下がった電線には、絶対に触らず中国電力ネットワーク株式会社へ連絡すること。
 - ② 火の元を確認しアイロン、電気ストーブ等の電気製品のコンセントは必ず抜き、煙等の異常がないか確認・点検すること。
 - ③ 家屋に損傷が認められる場合は、メインのブレーカーのスイッチを必ず切ること。
- 広報に当たっては、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関やインターネットを通じて行うほか、状況に応じては、広報車等により直接該当地域へ周知する。
- 平素から停電状況の把握に有効な「停電アプリ」の普及に努める。

(ウ) 復旧要員の広域運営

必要に応じて、関係会社及び他電力会社等に応援を要請する。

(2) 都市ガス施設..... 【ガス局*】

* 令和8年4月1日の市ガス事業民間譲渡に伴いガス局を廃止するため、それ以降は「ガス局」を削除

ア 応急復旧

大規模災害時には、ガス導管等の何らかの被災は免れないため、二次災害防止に全力を傾注する。なお、災害発生時の交通網の寸断に備え、ルートの確保をしておく必要がある。

(7) 初動対応

災害発生時は、あらかじめ定めた動員基準、巡回ルート及び点検基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の体制により即応する。

出 動	1 ガス事業者からの連絡、気象情報・災害情報等をもとに出動する。 2 出動にあたり、沿線の被害状況、交通状況等について連絡を行う。
情報収集	災害規模の把握、工場の送出量の把握、主要導管の圧力、移動無線車の情報に加え、需要家からの情報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。
緊急巡回調査	1 主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。 2 主要なガス使用建物の巡回点検を行い状況把握・応急措置に努める。
供給停止	災害規模及び被害状況等により供給停止の判断を下す。
応援要請	災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。

(イ) 災害時における広報

- 供給停止を行うときは、広報車による広報、報道機関への依頼等により周知を徹底する。
- 供給を継続する場合でも、ガス臭やガス設備の異常発見時の通報・連絡に対する広報を行う。
- 復旧作業ではブロック単位での作業となるため、それに合わせた広報の徹底に努める。
- 復旧状況の概要と復旧完了予定の時期について定期的に広報を行う。

(ウ) 復旧

- 復旧に当たっては、①病院、療養施設等、②被災住民の避難場所、③公共施設等の順に優先的に実施する。

- 復旧に係る資機材については、備蓄資機材により対応し、必要に応じ調達、確保する。

イ 拡大防止対策

応急復旧措置に準じ、必要な広報、巡回監視活動を行う。

(3) LPガス施設……………【島根県LPガス協会、LPガス販売事業者】

LPガス協会及び県と協力し、LPガス販売事業者に対し次の事項を指導するとともに、LPガス施設の応急復旧体制確立のための必要な措置を講じる。

ア 応急復旧

(ア) 被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

(イ) 二次災害の防止

- 危険箇所（損壊、焼失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収箇所の指示を行う。
- 流出容器の被害状況確認の指示を行う。
- 臨時的使用箇所（一般家庭、避難所等）で使用されるLPガスの安全使用と使用済み小型容器やカセットボンベの処理を行う。

(ロ) LPガス設備の修復と早期安全供給の開始

病院、避難場所等を優先し、LPガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。

(ハ) 動員・応援体制

- LPガス設備の被害を覚知した場合、LPガス事業者は地域のLPガス協会支部長に通報し、緊急措置を行う体制を整える。
- LPガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対する支援要請の連絡体制を確立する。
- LPガスの漏洩、火災、爆発その他異常現象を発見した場合は、直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講じるとともに、その旨を消防本部、警察機関及び県（消防防災課）等の関係機関に通報する体制を確立する。

(ニ) 電話相談窓口の開設（臨時）

LPガス協会は、避難場所等での応急的なLPガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。

イ 拡大防止対策

- LPガス販売事業者、保安機関及び容器検査所等は相互に協力し、LPガス設備の安全点検を行い、被害の拡大防止に努める。なお、点検に当たっては、避難場所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者施設を最優先する。
- LPガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。
- LPガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブ閉止の確認等、二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。

(4) 上水道施設……………【上下水道局】

ア 応急復旧

- 応急復旧計画に基づき、①送配水幹線、給水拠点までの流れ、②その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。
- 必要な応急復旧資機材については備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、工事業者への調達依頼により確保を図る。
- 水道施設並びに道路の図面により、迅速な被害状況の把握に努める。

イ 拡大防止対策

- 浄水場、配水池付近の斜面崩壊、基幹施設が埋設されている道路の崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊等の危険度データを収集整理し、二次災害の防止措置を講じる。
- 関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。
- 被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されたため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について周知する。

(5) 下水道施設.....【上下水道局】

ア 応急復旧

(7) 管渠

- 下水管渠の被害に対し、汚水の疎通に支障のないように応急措置を講じる。
- 管渠のマンホールが水没している場合は、マンホール内への浸水の防止措置を講ずる。

(イ) ポンプ場及び処理場

停電のためポンプ場及び処理場が停止した場合、自家発電装置により排水機能を維持する。

(ウ) 雨水渠

樋門が機能停止することがないように措置を講ずる。

イ 拡大防止対策

二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講じる。

(6) 電気通信施設.....【NTT西日本株式会社島根支店、NTTドコモビジネス株式会社、株式会社NTTドコモ中国支社島根支店、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社】

各社において、次の措置を講じる。

NTT NTT 西ド 日コ 本モ 株ビ ジネ 社ス 島株 根式 支会 店社	応急措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業法に基づく通信の利用制限、災害時優先電話の設定等により重要通信の確保を行う。 2 非常電報・緊急電報『115』による非常通信の確保を行う。 3 災害救助法等が適用された場合、孤立地区及び避難場所等に特設公衆電話の設置を行う。 4 広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。
	通信設備の応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関相互の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を活用して、臨時回線を作成する。 2 災害用伝言サービスの運用を行う。 3 被災状況、復旧見込時期等について広報車により広報活動を行う。 4 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災無線等による放送を市に依頼する。
中国 支社 島根 支店	設備に被害が発生した場合の措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 携帯電話、衛星携帯電話の貸出しにより、最低限の通信確保を行う。 2 移動基地局車等を使用し、基地局の復旧作業を行う。 3 通信の疎通が著しく困難となった場合には、契約約款の定めるところにより必要な規制を行う。 4 契約約款の定めるところにより、災害に関する通信を非常通信として他の通信に優先して取り扱う。 5 必要に応じ、関係機関に対し応援協力を要請する。

	通信途絶時、利用制限時の措置	<p>トーキ装置による案内、報道機関、窓口掲示及びインターネット等により、次の事項を利用者に通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信途絶利用制限の内容と理由 2 通信の被害復旧に対しておこなわれている措置 3 通信利用者に協力を要請する事項 4 被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況
	復旧対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 復旧順位に基づき、基地局の復旧措置を行う。 2 移動基地局車及び移動電源車等の発動を行う。 3 直通回線、携帯電話等を用い被災状況を把握する。 4 通信の輻輳時には、臨時通信回線の設定、対地別の規制等を行う。 5 設備の監視強化及び巡視点検を実施する。

株式会社 KDDI	防災組織	状況に応じ、社内に災害対策本部等を設置し、情報収集と通信の確保、設備復旧等に関する指揮を行う。
	応急措置	臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により必要な措置を講じるとともに、関係事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。
	応急復旧	他の一般の諸工事に優先して、速やかに応急復旧工事を行う。
ソフトバンク株式会社	防災組織	状況に応じ、対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を行う。
	応急措置	輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制し、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保する。
	応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 1 基地局・移動局の停電対応として、移動電源車・移動無線基地局車を出動させ、電源・通信エリアの確保を推進する。 2 被災地における障害状況や復旧状況などをWEBサイトで情報公開に努める。 3 災害用伝言版、災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に努める。 4 借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。
楽天モバイル株式会社	防災組織	別途定める緊急事態区分により対策本部を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。
	応急措置	災害等に際し、臨機にそ通確保の措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
	応急復旧	災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材および輸送の手当てを行う。

4 災害広報等..... 【防災危機管理課、広報課、消防本部】

(1) 情報通信活動

ア 各種情報の収集・整理

- 情報収集系統に混乱が生じないよう配慮のうえ、各種情報を収集・整理する。

- 発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

- 災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。
- 情報の公表及び広報活動の際には、関係機関相互間において相互に連絡をとり実施する。

(2) 関係者等からの問合せに対する対応

報道機関からの問合せの集中に備え、広報課での対応のほか、各部門の広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

1 復旧事業.....【上下水道局、ガス局*、各ライフライン施設の管理者】

* 令和8年4月1日の市ガス事業民間譲渡に伴いガス局を廃止するため、それ以降は「ガス局」を削除

- ライフライン施設管理者は、あらかじめ定めてある物資、資財の調達計画及び関係業者との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を実施する。
- 復旧に当たっては、可能な限り、地区別の復旧予定時期を明示する。

2 再発防止.....【上下水道局、ガス局*、各ライフライン施設の管理者】

* 令和8年4月1日の市ガス事業民間譲渡に伴いガス局を廃止するため、それ以降は「ガス局」を削除

- 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、管理者は万全な再発防止等の観点から可能な限り改良復旧等を行う。
- 施設復旧と併せて、被災箇所以外の施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。

第 1 2 章

■ 渇水災害対策計画

第1節 災害予防

本市においては、過去、昭和48年と平成6年に大きな渇水が発生し、水道の断水等により市民生活や社会活動に大きな影響を受けた。また、近年では平成17年の少雨により水不足が発生しており、水資源の大切さを再認識させられたところである。このため、いつ渇水に見舞われても対処できる対策を講じておく必要がある。

1 渇水被害の発生状況

本市においては、近年、昭和48年、平成6年、平成12年、平成17年の4回にわたり渇水被害が発生している。そのうち、給水制限を伴う被害が発生した各年における旧市の被害状況は次のとおり。

年次	給水制限期間		備考
昭和48年	6/20～7/19	6時間給水（29日間）	災害対策本部 7/26設置、9/25廃止
	7/19～7/25	3時間給水（7日間）	
	7/26～9/5	2時間給水（42日間）	
	9/6～9/13	3時間給水（8日間）	
	9/14～10/31	6時間給水（48日間）	
	11/1	給水制限解除（計134日間）	
平成6年	7/29～9/7	20%減圧給水（魚瀬地区）	災害対策本部
	8/1～9/7	20%減圧給水（秋鹿・大野地区）	8/10設置、9/5廃止
平成17年	6/27～	10%減圧給水	渇水対策本部 6/24設置、7/2廃止

2 災害応急・復旧体制の整備……………【防災危機管理課、各支所、上下水道局】

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

ア 雨量・貯水量等の伝達体制の整備

- 渇水に対する事前取り組みとして、平時から県及び関係機関との連絡調整体制を整備し、降雨の状況、河川の流況、ダムの貯水状況、用水の取水状況等の情報収集・伝達体制を整備する。
- 主要ダムの貯水状況や今後の雨量予測データ等を基に渇水の状況の予測を行い、その結果等を踏まえ、渇水対策本部の設置時期や対策方法等について、関係者間で検討を行う。

イ 住民への情報伝達体制の整備

- 広報車、広報紙等を活用した情報伝達の方法について、あらかじめ定めておく。
- 上下水道局ホームページ、県河川課ホームページ等を活用したインターネットによる貯水量・貯水率情報の伝達体制を整備する。

(2) 組織体制の整備

ア 防災組織の整備

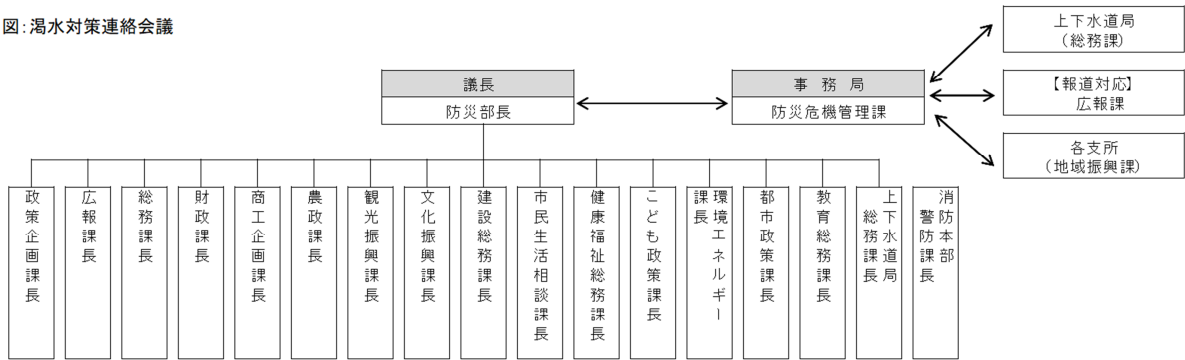
渇水時における渇水対策連絡会議及び渇水対策本部の設置要綱を整備するとともに、関係部局等において、職員の非常参集体制をあらかじめ定めておく。なお、本市において渇水対策本部等を設置する場合の設置基準、所掌事項及び組織等の概要は次のとおり。

体制	設置基準	所掌事項	招集・解散
連 絡 会 議 渇 水 対 策	今後の雨量が見込めず、渇水対策が必要と上下水道局長が認めた場合。	1 給水制限等に関する情報の収集及び市民に対する情報の提供に関すること。 2 全市的な対策の検討と実施に関すること。 3 報道対応に関すること。	防災部長が行う。
渇 水 対 策 本 部	第1次給水制限若しくはそれに準ずる対応が必要と上下水道局長が認めた場合。	1 給水制限等に関する情報の収集及び市民に対する情報の提供に関すること。 2 給配水資機材等の確保及び関係機関との連絡調整に関すること。 3 職員の動員体制に関すること。 4 給配水計画に関すること。 5 報道対応に関すること。	本部長（市長）が行う。

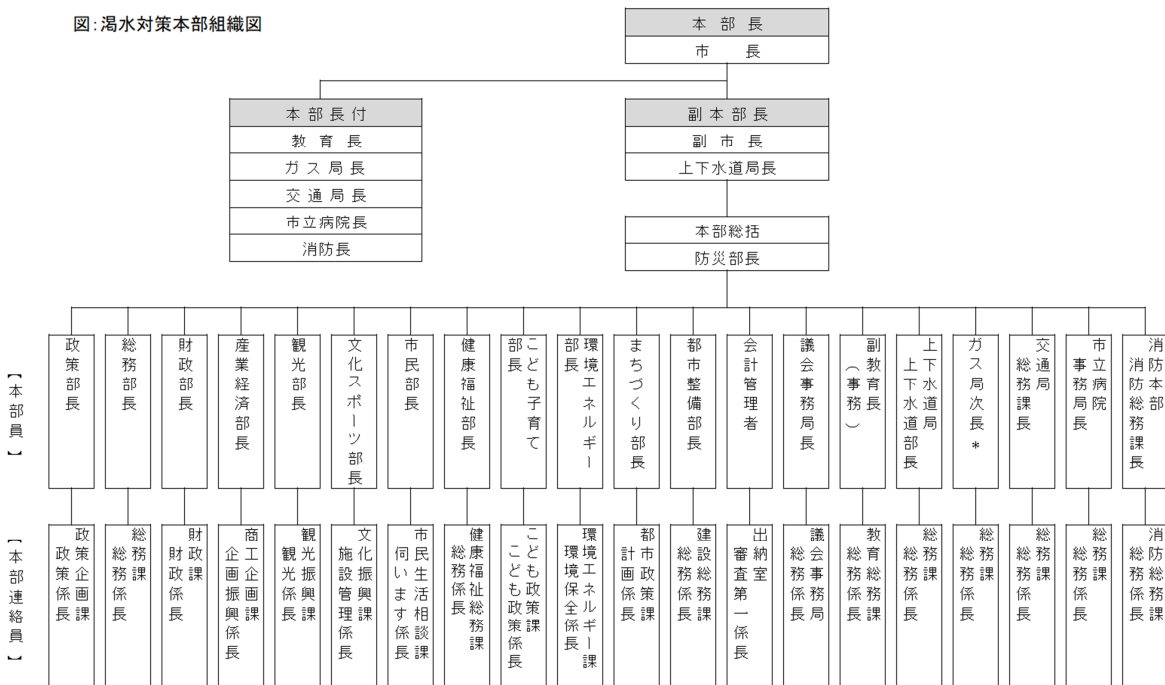
→ **資料編** [資料3-7]松江市渇水対策本部等設置要綱

図：渇水対策連絡会議・渇水対策本部組織図

図：渇水対策連絡会議



図：渇水対策本部組織図



* 令和8年4月1日の市ガス事業民間譲渡に伴いガス局を廃止するため、それ以降は「ガス局」を削除

渇水対策本部組織及び事務分掌

部名	班名	班の所属課	事務分掌	備考
事務局	総務・調整班	防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 本部会議の運営 本部長の指示命令の伝達 	
	情報班	防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・資料作成 気象情報の収集・伝達 	
	人事班	人事課	<ul style="list-style-type: none"> 動員及び配置計画 職員の給食 職員の健康管理 	
	渉外班	政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体への応援依頼 自衛隊への応援依頼 国、県等との調整 	
	支所班	支所各課	<ul style="list-style-type: none"> 支所管内施設の渇水対策 	
	秘書広報班	秘書課 広報課	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関対応 災害記録写真の作成 本部長、副本部長の秘書業務 	
水道部	水道班	上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> 給配水計画の策定 他団体からの飲料水確保対策 給水車両の確保 水運搬車両の確保 	
財政部	管財班	資産経営課	<ul style="list-style-type: none"> 水運搬車両の確保 車両管理及び給油 	
市民部	市民班	市民生活相談課	<ul style="list-style-type: none"> 関係自治会との連絡調整 市民相談受付 市民への広報・公聴活動 	生涯学習班と連携
産業部	農林班	農政課	<ul style="list-style-type: none"> 家畜等への給水対策 農産物の干ばつ被害対策 	
	商工班	商工企画課	<ul style="list-style-type: none"> 商工業の渇水対策 	
健康福祉部	福祉班	健康福祉総務課 こども政策課 保育所幼稚園課	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者への給水対策 入浴サービス等の対策 ボランティアの受け入れ 幼稚園・保育所（園）の運営対策 	
こども子育て部				
環境エネルギー部	環境班	リサイクル都市推進課	<ul style="list-style-type: none"> し尿・ごみ対策 仮設トイレ維持管理 	
教育部	教育総務班	教育総務課 学校管理課 学校給食課	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営対策 学校給食対策 	
	生涯学習班	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 公民館活動、運営 	市民班と連携
消防本部	消防班	警防課	<ul style="list-style-type: none"> 火災対応 消防団員動員対策 	

<組織の運営>

- 1 各部、班に責任者（部長、班長）を置き、事務局が部連絡会議及び班連絡会議を主催し調整事項について行う。
- 2 各班の具体的な作業事項については、班長が主体となり関係各班と調整のうえ定める。
- 3 各班の行動計画については、各部の部長が取りまとめ、渇水対策本部会議に報告する。

イ 応急活動マニュアルの整備

応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や

装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(3) 水源・用水の確保

ア 事業者間・用途間における水の融通体制の構築

- 市内に給水を受けている飯梨川水系、斐伊川水系、忌部水系等の相互融通に向けたシステムづくりに取り組むとともに、県及び周辺自治体との間で、渇水時における迅速かつ円滑な調整のためのルールづくりを行う等、各利水者間の総合調整機能の強化を図る。
- 上下水道局において、給配水コントロールシステムの整備並びに高度化に努める。

イ 水資源の有効利用の推進

- ため池については、農作物の育成状況や貯水量等の調査に基づき、水源状況を的確に把握し、土地改良区、水利組合等に対して農業用施設の適切な管理指導を行う。
- 利水関係者に農業用水の反復利用や地下水開発等を周知徹底する。

ウ 資機材等の整備

小型浄水装置の整備、設置を検討する。

3 防災知識の普及・啓発.....【各支所、上下水道局】

(1) 生活用水の節水

渇水時における生活用水について、次の事項に留意し市民に対する節水意識の啓発を図る。

歯みがき	コップですすげば 50l/回の節約。
台所	野菜や食器を“ため洗い”することにより 80l/日の節約。
洗濯	<ul style="list-style-type: none"> ● お風呂の残り湯を洗濯に再利用すると、冷水よりも洗浄力が上がる。 ● 洗濯時のためすぎは、注水すぎと比べて 55l/回の節約。
お風呂	<ul style="list-style-type: none"> ● 残り湯を洗濯、洗車、植木の散水等に利用すると 90l/回の節約。 ● 沸かし過ぎやシャワーの使いすぎに注意する。
洗車	流しっぱなしのホース洗いでは 210l/回の無駄づかい。バケツの水を使う。

(2) 農業用水の節水

農業用水について、農業関係者への理解と協力を求め、番水や反復利用等による節水や、取水制限の実施に対する合意形成をあらかじめ図っておく。

第2節 災害応急対策

渇水発生時の対応として、県及び関係機関と連携し、河川の流況、被害状況等の情報収集や水利用の調整協議、給水制限、節水の広報等の適切な渇水対策を実施する。

1 渇水が懸念される時点での対策……………【防災危機管理課、広報課、市民生活相談課、各支所、上下水道局】

(1) 渇水に関する情報の収集及び警戒体制の確立

- 気象情報や水源に関するデータ（長期予報、ダムの貯水量、河川流量等）の収集を行うとともに、県及び関係市町村との間で情報交換を行う。
- 渇水対策連絡会議を設置し警戒体制を確立するとともに、必要な対策を実施する。

(2) 市民への広報等

- 報道機関や広報車を通じて、渇水が懸念される状況の周知及び節水の呼びかけを行う。
- 大口需要者に対して、節水依頼を行う。

2 渇水発生後の対策……………【防災危機管理課、政策企画課、広報課、各支所、上下水道局】

(1) 応急活動体制の確立

ア 市の活動体制の確立

- 渇水対策本部を設置し、節水の推進と給水制限等の具体的計画を策定するとともに、給水制限の実施までに行えるだけの予告期間をとり、渇水対策の周知を図る。
- 関係部局において職員の動員を行い、必要な配備体制をとる。
- 渇水対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に連絡を行う。

イ 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

被害が甚大であり、市単独では対処することが困難と予想される場合には、県及び他の市町村等に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

ウ 自衛隊の災害派遣要請

被害が甚大であり、相互応援協定等に基づく県及び他市町村等の応援によっても対処することが困難と予想される場合には、自衛隊の災害派遣を県に対し要請する。

(2) 渇水対策の実施

- 広域的水道施設を活用し、他水系の貯水池からの補給等、市町村間の水の相互融通を図るとともに、渇水の深刻な地域における給水制限を行う。
- 市民あるいは事業所等との間の合意形成を図ったうえで、学校及び市民プールの使用中止等、大規模水利用施設の休止・休業を行う。
- 地域ごとの実情を踏まえたうえで、関係者間の合意形成を前提に、渇水のより厳しい地域・用水に対して、比較的余裕のある側から緊急的な水の融通を行う。
- 配分方法の変更だけでは対応できない場合は、車両、船舶又は応急ポンプ等による運搬を行う。

(3) 市民への広報等

- 報道機関、広報車及び街頭宣伝等を通じて、渇水の状況を的確に伝えるとともに、具体的な節水方法を指導し、効果的な広報活動に努める。
- 大口需要者に対し、節水を要請する。

第3節 災害復旧

【商工企画課、農政課】

- 渇水により経営状態の悪化した事業者や収穫の減少した農業従事者を対象とした、公庫等による融資や天災融資法の発動、激甚災害法の適用等の対策について検討を行う。
- 農業従事者等の実施した干害応急対策に対する助成等の支援について検討を行う。
- 飲食業、製造業、小売業に対する渇水対策緊急融資の実施について、金融機関等と協議を行う。

松江市地域防災計画

各種災害対策編

(令和8年2月修正)

■沿革

昭和39年3月	計画策定
昭和48年7月	一部修正
昭和50年10月	一部修正
昭和56年6月	一部修正 (「原子力災害編」を別途策定)
昭和59年7月	一部修正 (「震災編」を別途策定)
平成3年3月	一部修正
平成7年2月	一部修正
平成9年3月	一部修正
平成14年4月	全面改訂 (「風水害等対策編」に改称)
平成19年3月	全面改訂 (個別事故災害計画を「各種災害対策編」として分冊)
平成22年3月	一部修正
平成25年3月	一部修正
平成26年3月	一部修正
平成28年5月	一部修正
平成29年11月	一部修正
令和元年6月	一部修正
令和3年3月	一部修正
令和4年3月	一部修正
令和4年7月	一部修正 (軽易な事項)
令和5年2月	一部修正
令和6年3月	一部修正
令和7年2月	一部修正
令和8年2月	一部修正

編集・発行 松江市防災会議

事務局

松江市防災部防災危機管理課

〒690-8540

島根県松江市末次町86番地

電話 0852-55-5115

bousai@city.matsue.lg.jp